

令和5年第2回(6月)川南町議会定例会会議録

令和5年6月8日 (木曜日)

本日の会議に付した事件

令和5年6月8日 午前9時00分開会

日程第1 一般質問

発言順序

- 1 河野 禎明 君 (1) 運動公園の町営プール復活について
(2) 国立病院機構宮崎病院裏の広大な敷地の利用
(3) 川南温泉の復活について
(4) ふらっつのレストランの営業時間について
- 2 中瀬 修 君 (1) 東新町長の施政方針と具体的な政策について伺う。
(2) 町政運営方針
- 3 田中 宏政 君 (1) 農業者収入保険増額について
(2) 農業者の固定資産税強制納税問題について
(3) 小・中学校のトイレ洋式化について
(4) 特別職の勤務時間、休日について
- 4 小嶋 貴子 君 (1) 町政運営方針

日程第2 議案第34号 川南町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

日程第3 議案第35号 川南町国民健康保険税条例の一部改正について

日程第4 議案第36号 川南町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び川南町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

日程第5 議案第37号 川南・都農介護認定審査会共同設置規約の変更に関する都農町との協議について

日程第6 議案第38号 川南町立中学校統合整備基本計画の廃止について

日程第7 議案第39号 令和5年度川南町一般会計補正予算(第2号)

日程第8 議案第40号 令和5年度川南町電子地域通貨事業特別会計補正予算(第1号)

出席議員(13名)

1番 乙津 弘子 君	2番 内藤 逸子 君
3番 蓑原 敏朗 君	4番 田中 宏政 君
5番 河野 禎明 君	6番 児玉 助壽 君
7番 中村 昭人 君	8番 米田 正直 君
9番 中瀬 修 君	10番 小嶋 貴子 君
11番 三原 明美 君	12番 徳弘 美津子 君
13番 河野 浩一 君	

事務局出席職員職氏名

事務局長 新倉 好雄 君 書記 大塚 隆美 君

説明のために出席した者の職氏名

町 長	東 高 士 君	副町長	河野 秀二 君
教育長	坂本 幹夫 君	会計管理者・ 会計課長	小嶋 哲也 君
総務課長	大山 幸男 君	まちづくり課長	甲斐 玲 君
財政課長	川崎 紀朗 君	税務課長	米田 政彦 君
町民健康課長	谷 講平 君	福祉課長	渡邊 寿美 君
環境課長	河野 英樹 君	産業推進課長	河野 賢二 君
農地課長	三好 益夫 君	建設課長	黒木 誠一 君
上下水道課長	大塚 祥一 君	教育課長	山本 博 君
代表監査委員	永 友 靖 君		

午前9時00分開会

○議長（河野 浩一君） おはようございます。これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元にお配りしてあるとおりであります。

申し上げます。携帯電話は電源を切るか、マナーモードにするようお願いします。

傍聴人の皆様に申し上げます。議場内での議会傍聴規則第8条及び第9条の規定により、議場における言論に対して、拍手、その他の方法により、公然と可否を表明することはできません。また、写真・動画撮影、録音はできませんので、よろしくお願いします。

日程第1「一般質問」を行います。

議長の手元まで一般質問通告書が提出されておりますので、7日に引き続き、順次発言を許します。

まず、河野禎明君に発言を許します。

○議員（河野 禎明君） 傍聴席の方は3日間、たくさんおいでいただきありがとうございます。本当にお疲れでしょうが、今日が最後なんです。それで、私も今まで4年間、一般質問をほとんど休みなしにやってきましたが、私が質問するときに聞いてくれる人は3名か4名だったんです。今日はこれだけの数がいたら、私たちは大感激という状態で一般質問をさせていただきたいと思います。

一般通告に従い、4項目質問したいと思います。1番目は、運動公園の町営プールの復活について、2番目、国立病院機構宮崎病院裏の広大な敷地の利用について、3番目、川南温泉の復活について、4番目、PLATZ（ぷらっつ）のレストランの営業時間について、この4項目をお伺いしたいと思います。

1項目から下の質問席にてお伺いしたいと思います。

今、川南の、去年だったんですけど、夏休み、町営プールが使えなかったんです。私たちが子どものときは、毎日、夏休みは泳ぎに行っていました。そして、その後は友達といろいろ遊んだりしました。夏休みに子どもの楽しみというのは、皆さんも小さいときを考えるとやはりプール、川とか、そうやって水泳をするのが夏休みの楽しみの一つじゃないかと思うんです。ところが、去年の夏、町はその子どもの楽しみを奪いました。これは、今、支援金を出したりとかで子供のことを考えていると言っていますが、支援金とかそういうものも大事ですが、夏はプールで思い切り遊べる、こういうことも考えないといけないんじゃないかと思うんです。

学校の授業でのプールは時間が決まっています。それで、今、泳げない子が多いんです。プールの授業だけでは泳ぎをマスターできない子が多いんです。そうしたら、夏休みに友達と一緒に町営プールへ行ったりして、いろいろ遊んでいるうちに泳ぎをマスターしたりすることができるんです。だから、とても町営プールというのはお金がかかるとかそういう問題じゃなくて、子どものためになくってはならないものなんです。

そこで町長にお聞きしたいと思います。今年の夏、町営プールはどうしても町内の子どものために復活してほしいんですが、どうでしょうか。

○町長（東 高士君） 河野議員の熱い思いに答えます。

今、プールは去年の3月の議会で廃止という形で議決をされました。その後、どういう状況かということを確認をしに行きまして、見ましたところ、非常に老朽化がひどい、安全が担保できないというような状況ですのが現状です。

これを何とか改善できないだろうかということで、今、副町長に命じて復活するためにどういう手段が必要かということで動いております。残念ながら、今年の夏、間に合いそうにもありませんが、来年を目指して何とか復活できるように安全を担保するというのが一番大事でございますので、それと水質をできるように、そういうことで今動いておりますので、最後は建設課長のほうに言わせますが、そういうことで動いているということだけは承知をしておいてください。

以上でございます。

○建設課長（黒木 誠一君） 町長の答弁にもございましたが、今年の7月には再開が困難な状況でございます。運動公園供用開始後40年以上が経過し、プール設備等が老朽化しており、安定した水質を維持できないため、プールを廃止いたしました。再開させるためには施設の安全性が最重要ですので、現在業務委託中の令和5年度川南町公園施設長寿命化計画策定業務委託の中で、プールの健全度調査を行う予定でございます。

なお、令和4年3月議会にて条例等の改正を行い、有料公園施設から町営プールを廃止していますが、再開の見通しが次第、条例改正と健全について結果が分かり次第、報告いたしたいと思います。

以上です。

○議員（河野 禎明君） 大変残念なお答えを頂きましたが、代わりのところがあればいいんですが、何とか代わりの使えるような施設とかいうことも検討していただいて、もし駄目な場合は、川南のお知らせに、保護者に対して詳しく説明していただいて、来年は必ず使えるとか、そういうことをお知らせの中でお伝えしていただけたらと思います。

2項目に移ります。国立病院機構宮崎病院、昔の国立療養所裏の広大な土地は、大雨のときは大量の汚水が川南湿原に流れ込みます。これはもうたびたび今まで言われています。私も2年前でしたか、教育長に来ていただいて、これは排水工事しないとこの湿原が守れないから、どうしても国に要求してやっていただきたいということをお願い申し上げました。でも、一向に話が、国が動いてくれません。

そこで、これは、国もあの土地は持て余している土地じゃないかと思うんです。これは私もあるところで一回打診したことがあるんです。町長名で国に払下げの要請をすれば、許可が頂ける可能性があるんです。町が払下げになれば、町であそこに排水工事をして湿原を守ることができるんです。これは急がないといけないんです。

そしてその前に質問をします。申し訳ありません。町長、これ、広大な敷地の払下げ、町長名で国に払下げ要請、ぜひやってもらえませんか。お願いいたします。

○町長（東 高士君） 独立行政法人国立宮崎病院の敷地につきましては、病院の担当者に聞いたところ、利用予定があるというような回答があったというのは、前の日高町長のときに、私もその傍聴席でお聞きしました。しかし、そこは一病院ではがちが明かないと思うんです。

私は近々、福岡に行きまして、福岡に九州グループの独立行政法人の病院を管轄をする九州グループがあります、福岡市に。そこに行って、今、議員が言われた内容を確認をしよう。売却の予定があるのかどうか。売却が可能なのか。これは一病院だけのものじゃなくて、我が町の国立の施設、面積のある湿原、古墳、それと宗麟原、これ3つありますので、これの一つの川南湿原を守るという意味もありますので、そういう形で売却の予定があるのかなのか、できるかできないかというのをその機構に行って確認をします。その結果につきましては、またこの議会で御説明をさせていただこうと思っています。

以上です。

○議員（河野 禎明君） 15年ぐらい前に、国が町にあそこを買ってくれという打診があったんです。そのときは財政が困難だったんでしょう。買えなかったんです。あそこには、昔、結核病棟があったわけです。一度、注射針なんかの処理もされているみたいですけど、まだ汚物があそこに残されている可能性もあります。そういうこともあれして、また、広大な土地、汚物の撤去、そして埋立てなどをして、ここは私、防災マップで見ると、町の中心に近いんです。ここにちゃんとした整地をして私は特にこれ気になっているんです。選挙のときにもよく言われました。子どもが少なくなるのに何で中学校をつくるとかと言われたんです。それはそうだと。子どもがもう少なくなるのがはっきり分かっているんだったら、ここは調べました。10年後に大体800名から820名か30名、小・中を合わせて、それぐらいの数になりそうなんです。それだったら、小中一貫校を考えるのもありじゃないかと思うんです。この広大な敷地を利用して、あそこに小中一貫校を候補地として考えることも可能じゃないかと思うんです。

例えば、あそこに小中一貫校をつくった場合、川小のグラウンド、あそこでスポーツ野球少年団が練習したり、サッカーが練習したり、あと唐中も近いです。唐中のグラウンドで部活をしたり、それから体育館も使えるわけだから、体育館も2か所あると、部活も気兼ねなくいろいろな活動ができます。部活というのは、川南にとって大事なものになると思うんです。子どもが伸び伸びと育つのにあれほどの環境はないと思います。払下げができるかどうか分からないから、ここは質問がちょっと難しいかなと思うんですけど、町長、もしここが払下げになれば、小中一貫校ということも併せて検討すべきことじゃないかと思うんですけど、町長のお考えはどうでしょうか。〔※同日、一部内容の撤回の発言あり〕

○町長（東 高士君） 確かにそういう考えもあろうかと思います。選択肢はたくさんござ

います。それは一つ一つ、皆さんとお話をしながらやっていかなければいけない。小中一貫校という言葉になじみがあるので、すぐそういう意見を言われる方がありますが、実質的にどうだろうか。常にメリットとデメリットはあると思うんです。小学校1校、中学校1校という考えもあろうかと思えます。これを今から協議をしながらやっていくべき事項であって、また、この土地がそういうふうに使えるかどうかはまだ分かりませんので、ただ、その努力だけはする必要があろうかと思っておりますので、選択肢の一つということで、これから要検討だと思えます。

以上でございます。

○議員（河野 禎明君） 小中一貫校というのは、親にとって非常に助かることがありました。私もいろいろ話をしました。串間が一つ、いい例なんですけど、去年、私たち視察に行ったんですけど、串間の中学校が6つあります。それを合併するのに大変、最初は反対が出ました。ところが、今、喜ばれているんです。何を喜ばれたかという、スクールバスを6台用意したんです。これで通学の安全を確保したんです。夕方は帰宅生徒の便、部活の子どもたちの便というふうにご利用しています。このようにスクールバスを使うことで、遠方の子どもの通学の安全を確保しました。川南も広いです。今、小学校も多賀小やらが少なくてちょっと困っていることも起きています。小学校全体も建物も古いし、そういうことも併せて考えるべきじゃないかと思うんですけど。

とりあえず、串間の時に私が聞いたんですけど、スクールバス6台を動かすと負担が重いんじゃないですかということを知りました。答えとしては、1つの学校に1億円ぐらいかかると。6つの学校があれば6億。それを1つにしたら2億以内で済むと。となると、スクールバスが年間3,000万ぐらいでした、運営費が。で、負担はないということでした。川南も今、中学校、小学校を合わせると7校あります。1つの学校で1億かかるとしたら7億かかるわけです。それを1つにすると2億以内で済む可能性があります。

そして、ある銀座地区の方から言われたんです。小中一貫校で山本小を使わなかったら、地域のつながりがなくなるじゃないかと言われました。これ、私もちょっと困ったなと思ったんです。よく話し合いました。土曜と日曜は学校が休みなんです。そうしたら、山本小とか体育館、校庭がちゃんと維持されていれば、地域の行事をそこですることができるんです。だから、今は公民館制度になっていますから、ちゃんと地域で土曜・日曜に行事を組むことで、地域のつながりを保つことはできると思います。

小中一貫校のことはこれで終わりたいと思います。

3番目に行きたいと思えます。3番目は、川南温泉の復活です。

今回は復活がちょっと多いんですけど、それだけ廃止されたということです。町民にとってそれがいいか悪いかは分かりませんが、どんどん廃止されました。この温泉は大分の方から言われました。何で温泉を潰したとか。冷たいから温泉じゃないと言われたとかいろいろ何かは聞きましたけど、温めるわけだから、あそこの温泉の成分は変わりはないんです。

あその温泉復活は、今、高齢者も増えています。私たちの年代がたくさんいます。もう足やら腰やら痛い人もいっぱいいるんです。それでも頑張って、国民年金受給者なんかは年金が少ないんです。だから、仕事せなしょうがないんです。もう夏の暑いときでも、私が行ってみたら仕事しよっとですよ。76歳、77歳の人が何で頑張らないかんかって。国民年金で1人手取りが5万ぐらいしかないんです。少しでも仕事をしてやっていかないと生活がやっていけないんです。体はもうくたくたなんです。特に最近、3年前以上からコロナも入って、精神的にも町民の心は疲れています。

ここで、温泉を復活する。私は温泉を復活するだけじゃなくて、あることを考えてみました。それは、温泉がもちろん、当然、男湯、女湯は前のおりあっていいです。もう一つ、施設が欲しいんです。大きさは大きくなっていいです。10メートルか15メートルの広さのプールです。冬は温水のプール、夏は冷たくていいです。そこで、年配の方が膝が痛くて歩けない、運動がなかなかできにくい人がリハビリ用に水中でリハビリ療法というんですか、そういうことができたり、例えば、子供は夜、親が温泉に行くと、そのときついてきて、子供はプールで、子供は温泉よりプールのほうが喜ぶますから、そして泳ぎを練習したりそういうことができます。

串間が面白いことが起きているんですけど、串間が今スクールバスを利用しているんですけど、昼間が空いているんです。昼間空いているスクールバスの活用を私も聞きました。老人会とか、老人会をどこそこへ連れて行くのにスクールバスが役に立つということでした。そう考えると、ここの温泉ができれば、昼間、老人会やらをもう無料でもいいと思うんです、送迎してくれると利用者が増えます。それで、温泉で体の調子もよくなって、調子がよくなることで、例えば、健康保険、介護保険の負担というのはどんどん増えてきているんです。これが減少する可能性もあるんです。そういういろいろなことを考えると、温泉復活は多少お金がかかっても、投資した金額を回収できる方法があります。町長、これは町長はどのように考えていらっしゃいますか。

○町長（東 高士君） 確かに議員が言われたとおり、温泉の効能というのは多々あるかと思えます。しかし、これ、恐らく平成25年頃前後ですか、に閉鎖をされたと思えます。当時の理由は、要するに赤字が出ていて、そして、温泉の効能といいますか、それが非常に低下してきたという理由だったというふうに私は記憶しておるんですが、そういうのがあると思えますが、今の状況を見ますと、すっかりもう元に戻ってしまっています、田んぼの中に。それが果たしてできるかどうかということも含めて、これは一回調査はしてみてもいいんじゃないかなと思っています。できるかどうか、それはちょっと分かりませんが、とにかくその調査をすることだけはやってみようというふうに思っています。

以上です。

○議員（河野 禎明君） 私が聞いたところによると、蓋がしてあるそうです。蓋がしてあるなら、今の業者の技術をもってすれば、パイプをつなげば下から温泉、熱くはないかもし

れませんが、成分を持った、少し冷たい温泉が出てくる可能性があると思います。ぜひ業者とも調査をして、これが復活できるようにお願いしたいと思います。

次は……

○副町長（河野 秀二君） 今、河野議員の言われた温泉に関することですが、地権者の理解が得られれば、温泉に限らず、多種多様な方法もあるのかなというふうに私は思っています。まずは、温泉が現在どうなっているのかを調べるために、担当課に書庫で以前の書類を、建設した当時の書類を探してもらいましたが、もう十数年たっているものですから見つかりませんでした。構造的な書類が今手元にありません。それと、閉鎖したときの書類は見つかりました。そういうことも含めまして、少し時間がかかると思います。ややもすると1年ぐらいかかるかもしれませんが、地権者の理解が得られることが第一条件です。それと、ボーリングした構造、深さ、口径、温水、水質など、そういったものの調査をできる体制になれば、その後、その結果を報告して、温泉も含めてほかにも使い方は多種多様あるかと思いますが、時間を頂いて調査結果を皆さんにまた御報告したいと思います。

以上で終わります。

○議員（河野 禎明君） 勘違いしないでほしいんですが、私が言っている温泉というのは、よその高鍋温泉とか木城温泉とか、ああいう大きな施設のことじゃないんです。町民のための施設。あんまり大きくなくていいんです。ただ、重要なものは用意するということです。本当に考えたら私も楽しい。子どもが喜ぶよなど。親が温泉に行っちゃって、子どもがついて行ってプールで夜遊べたら、これは楽しいだろうと思うんです。そして、昼間、スクールバスを利用して老人会を無料で送迎やらすると、利用者ももっと増えます。いっぱい増えます。もう投資しても必ず回収できます、これは。ぜひ復活できるように執行部は努力してください。お願いいたします。

次、5番目です。

今、PLATZ（ぷらっつ）のレストラン、昨日、同僚議員の方も質問していただいたんですけど、PLATZ（ぷらっつ）のレストランが人手不足のため、昨年から週2回休業しています。高速道路を利用する人には、もうこれは大変な不便を今感じているわけです。これは早急に改善しないといけないことなんです。なぜ、去年からもう半年以上たっているんですけど、あり得ないじゃないですか。週2回休んで半年以上たって、今、何ら方策が出ないというのはあり得ないじゃないですか。高速の店なんです。もっと責任を持ってやるように話をしないといけないんじゃないんですか。返事をしてください。

○副町長（河野 秀二君） 昨日もPLATZ（ぷらっつ）の件に関しましては、御説明いたしましたように、PLATZ（ぷらっつ）の総会前にPLATZ（ぷらっつ）の責任者と会いまして、PLATZ（ぷらっつ）で働いている方の従業員の雇用関係、それと、コックが足りないということを知って、PLATZ（ぷらっつ）の利益の中から町へ2000万支払いするというのを聞いたものですから、昨日と同じ答えになりますけど、それを、500万円をPLATZ（ぷらっつ）の

雇用関係者への福祉の向上というか、働きやすい環境に使ってくださいというのを話をしまして、商工会会長が社長ですので、社長にも相談しました。

それで、総会当日に提案しました。2,000万円というのを町に利益の中からお支払いすると。それから、利益が出ましたので、配当金を株主に30%、100万円ですから30万円を支払うということで提案されました。そのときに私が意見を申したのは、町は2,000万円はいいから500万円、PLATZ（ぷらっつ）で持っておって、その500万円をコック、あそこを1週間開けるということは、コックが3名いないと私はいけないと思うんです、ローテーションを組むのに。当然休みが要るわけですから。そうすると、今の予算では2名しか組んでいないんです、今年度も。それは確認しました。しかし、その2000万円を1500万円にして、500万円をPLATZ（ぷらっつ）で活用してくれという議案は否決されました。

毎月月末にPLATZ（ぷらっつ）の役員会、投資しているJA、漁協、商工会、観光協会など、町も含めて会がありますので、そこでいろんな話をまたしていこうと思います。考え方の一つに、責任者とは話したんですけど、責任者も私と同じような考えを持っていらっしゃいました。レストランを委託する、テナントを入れてもらう、それも選択肢の一つかなということも話をしました。それは事前に役員会で話をして調査をしてやらないといけないと思いますので、手順があると思いますので、そこら辺の手順を踏まえて、今月の月末にまた会がありますので、そういった考えをお示しして、投資している方々の代表者の方とお話を進めていきたいというふうに思っております。ですから、少し時間がかかるかもしれませんが、昨日、町長が言われたように、経営というものはスピード感がないと、マイナスに働いたら、それをマイナスに働いた分の力を元に戻すには一般的には2倍とか3倍かかると言われます。ですから、経営はスピード感がないと私は駄目だと思います。そういう考えを持って、今後、PLATZ（ぷらっつ）の経営者の一員として携わっていく考えをしておりますので、少し時間を頂ければというふうに思います。

以上で説明を終わります。

○議員（河野 禎明君） 私はPLATZ（ぷらっつ）がもうできたときから思っていたんですけど、今、役員会というんですか、町の副町長が町は担当です。あと、農協のJAの組合長、商工会長、観光協会長、漁協の組合長、最初の発足当時から食品に詳しい人は誰もいませんでした。あそこは、PLATZ（ぷらっつ）というのは食が中心なんです。もちろんお土産品もありますけど、食が中心なんです。それで、川南は食の生産の一大拠点地なんです。いろいろなものができているんです、川南では。ただ、いろいろなものができる。その横でB品、C品、市場に出してももう全く安い商品がいっぱいできるんです。これ、必ず生産したらそれがつくんです。そういうものを加工したりして、商品にしたりして、あそこで売るということで生産者も助かるし、あそこでPLATZ（ぷらっつ）じゃないとないという商品、川南のPLATZ（ぷらっつ）に行けばあれがあるがなど、よそから来て喜ばれるような商品、そういうことの開発もしないのかなと思ったら、いつまでたってもしません。

あそこの横のテストキッチンというのもほとんど利用されていません。何かやる気があるのかな。PLATZ（ぷらっつ）をコロナの理由にして、コロナのあの苦しいときでも、もう次、コロナが明けたときはどうするかということでいろいろな準備をしないといけなかったと思うんです。それを全くやっているあれがありませんでした。

私もずっと品物を出していて分かりました。もう特に困るのが手数料が22%ということなんです。とんでもないです。弁当とか出して売れ残りが出るんです。手数料が22%取られたら、もう何もありません。こんなひどいやり方をするのは川南のPLATZ（ぷらっつ）だけなんです。日持ちのする商品はいいんです。特に私は浜から来るおすしを持ってこられる方を見ていて、もう一番気の毒に思いました。よく残るんです。だから、手数料とかそういうのも考えてやるということは、町の店なんです、川南町の。

だから、改善策はいろいろあります。だから、さっきもちょっと申しましたが、レストランの働いている方がほとんどパートの方らしいんです。これをちゃんともう町がお金を入れてくれとか言うんじゃないで、レストランで働く方はもうちゃんと正社員化して、ちゃんと人員をそろえて、PLATZ（ぷらっつ）は営業時間が7時ぐらいまでやっていますから、その時間内はレストランも営業するというふうにすれば、お客さんにも喜ばれるじゃないですか。ここら辺は、町長はどんなに今考えていらっしゃいますでしょうか。

○副町長（河野 秀二君） 今、河野議員が言われたことも含めまして、今月末の役員会がありますので、そこでいろんな意見を出したいと思います。まずはそこが第一歩かと思いますので、御理解ください。

○議員（河野 禎明君） これはもうぜひとも早急に取り組んでいただきたいと思います。私もPLATZ（ぷらっつ）が今のままでいいとは思いません。もう将来を見越して。今、地元の人が車を止めている駐車場、あそこにもコンビニがあったらどうだろうかと思います。これは、高速から来たお客さんにとって物すごく喜ばれます。もう満足度が今60%ぐらいとすると、95から100%の満足度に変わります、コンビニがあるだけで。それほどPLATZ（ぷらっつ）の中の商品が今はそろっていないんです。出荷者が少ないんです。PLATZ（ぷらっつ）は出荷者の数は都農の道の駅と比べたらはるかに少ないんです。そういう店ですから、今から先、あそこの周りは農振地区の土地があります。そこを農振から外してもらって、そこを駐車場でしたり、ドッグラン、これは必要です。高速にとってそういう必要なものは何かということをもっと真剣に担当者は話をしないと駄目です。高速で1時間、2時間、犬を乗せて、犬、猫もいるかもしれませんが、ペットを乗せて来ている場合があるわけです。何ですか、今は、ペットランというんですか、ドッグラン、それがあつたらどれほど喜ばれるか。必ず買物もいっぱい喜んでしてくれると思います。例えば、3,000円以上買ったらドッグランは無料で利用してくださいとか、そういうこともできます。

レストランがもう正社員も雇えないということでしたら、今、評判の店というのは幾つもあります。そこに話をすれば、あそこで入りたいという店は10件近く必ず来ます。どうして

も駄目なときは、もう最終的にテナント導入も検討すべきだと思います。

以上で終わりたいと思います。

○議長（河野 浩一君） 次に、中瀬修君に発言を許します。

○議員（中瀬 修君） 一般通告に従い、以下の質問をさせていただきます。

私は、4月の統一地方選挙で多くの皆様からの御支持を頂き、町議会議員に当選させていただきました。今後4年間、町民の皆様への負託に応えるべく、全力一心で町議会活動に邁進していく所存でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、質問をさせていただきます。

このたびの選挙において、東町長をはじめ、議員も5人が入れ替わる異例の選挙であったと私は感じています。私自身も選挙の結果が出るまで不安な思いで、吉報が届いたときには安堵したことを思い出します。何よりも、共に戦った妻や家族、支えてくれた皆様には深く感謝しております。

今回の選挙戦は、川南町も合衆国とうたっているだけあってか、まるでアメリカの選挙のように批判が横行するネガティブキャンペーンが展開されました。その要因が、まさかの新中学校建設に関することでした。教育問題が政策論争の一番手に上げられる選挙戦は私は見たことがありませんし、信じられませんでした。いつしか私も通称「怪文書」にエントリーされ、間違いではありませんが、勝手に賛成派として町内に情報が共有されました。

子どもたちのために、我々大人は子育てをしながら、成長に合わせた教育をプレゼントしていると考えます。そのためには、まず、安心して預けられる先生方が必要です。同様に、命の危険を脅かされることのない施設で学べる環境づくりが大切ではないかと思います。そして、地域の方の見守り活動や触れ合い体験学習の講師など、協力していただける人材も必要だと思います。教科書にはない地域の自然や文化等に触れさせながら、郷土を愛する心を育てることも、地域学・地元学として必要だと考えます。このような考えは、町長が所信で述べられた「心豊かで明るく住みよい町をつくる」という理念につながるのではないかと考えますが、いかががお考えでしょうか。答弁をお願いいたします。

あとは質問席にて行わせていただきます。

○町長（東 高士君） 中瀬議員にお答えをさせていただきます。

子どもの教育には3つあるというふうに私は感じております。家庭教育、学校教育、そして、社会教育。子どもを大事に育てる、将来の未来と希望を持たせてやっていくことについては全然変わっておりませんし、そういうふうに育てていくべきだろうというふうに考えております。私が所信表明で言いましたとおり、子供たちに希望と明るい未来をやるためには、周りがよく環境を整えるというのが一番大事ななと思っております。

議員が言わんとすることは、新中学校に建設に何で反対をしているんだということだろうと思いますが、私は、中学校現在2つありますが、既存の施設がまだ使える、30年使えると言っております。これは私が言い出したんじゃないやありません。前の政権といいますか、前の町

長さんをはじめ、そういう方がそういう形で言われました。それで、施設が使えるんだったら使ったらいいじゃないかと思っております。そして、その中で子供が学んでいく。問題は教育の質です。教育の質をいかに高めて充実させていくかというのが一番大事じゃないかなというふうに思っておりますので、そちらのほうにどんどん力を入れていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議員（中瀬 修君） ありがとうございます。未来の川南を支える子どもたちのために、今、おっしゃっていただいたような町長の考えは私ももちろん持っております。ただ、やはり今でも分からないのが、今、先に町長のほうからも言われましたが、私は新中学校建設を反対していることがまだ納得できないということ、何が駄目なのか、もう一度お尋ねしたいと思います。

○副町長（河野 秀二君） 先日も申し上げましたけれども、川南町教育委員会では長寿命化計画を作成しております。令和元年度に作成しております。この中を見ると、国の指針に従って、長寿命化計画の指針に従って長寿命化しながら使うというふうなうたわれています。後でまた翌年ぐらいですか、一部変更してありますけど、これがなぜ変更されたのか分かりませんが、国の指導に基づいてお金を使い、計画書をつくり、その計画書に沿った計画を実施していくのが当たり前ではないかというふうに思っております。そういった考えから既存校がまだ使えるのであれば、長寿命化計画に沿って活用すると、これが私は大原則だと思っております。

以上で終わります。

○議員（中瀬 修君） 今、副町長が述べられた回答といいますか、昨日までの同僚議員の質問というところでもお聞きしながら、私なりに考えたものはありますが、当時、こういう計画があったときには、私はこの場にまだ立っておりませんし、傍聴席で数回、それから、いろんな会でそういう話を聞いただけのことでしたので、まだ私なりの解釈というところにはしっかり陥っていないというところが正直な話です。

子どもたちのことを考えていただいているというのは、私も含め、行政の皆様、地域の皆様、同じだと思っております。学校建設に関して、確かに長寿命化というところを話をされていますが、場所的には問題なのでしょうか。町長、お答えください。

○町長（東 高士君） 場所的にふるさと公園を利用するというのがあります。出ておりました。これは、中学問題につきましては平成28年から始まっております。それは皆さん御存じだろうと思いますが、令和元年の6月に行政経営会議というのが役場内で行われて、それで場所がもう中央で決まって、開校も令和8年4月と。だから、結論はありきでスタートしているわけです。だから、これが私は要するに民間の人といいますか、町民の皆さんの意見を経ていると。だから、順を追うべきだというのが一つ。

もう一つ、それで、中央に持ってくるというふるさと公園を利用すると言っていますが、

あそこは口蹄疫の記念碑、16万7,000の牛の御霊を守る。今でも時々見ますと花が添えてあります。だから、お参りされている方がおられるんだなというふうに思います。そういう地です。

地層からして、あっちの下の道路のほう側を見ますと、非常に崖があって地層的に非常に危ないような状況です、安全性が。恐らく、本当にあそこで作るのであれば、4メートルか5メートルか土地を、土を、上土をはけて下げないとちょっと危ないんじゃないか。そして、場所が狭いというような状況です。

あそこはまた高齢者をはじめ、町民の皆さんの憩いの場です。散歩されている人もおられますし、朝方のなんかは私も犬の散歩をしていますけれども、一緒に犬の散歩もされているようなので、要するに、町民の場を奪うということになる。じゃあ、その代わりがあるのかといったらなく、そのまま使うと言っているわけです。それはおかしいじゃありません。やっぱり使うんだったら代替地を、要するに皆さんが散歩できるようなところを提供する。

それと、もう一つは交通安全。子どもの通学路、要するに一番子供が通学する頃、皆さん、役場の職員もそうですが、出勤時間帯と一緒にです。非常にだからそういうところを自転車で、また、いろんな手段があろうかと思いますが、来るので、交通安全が果たして保てるんだろうかという疑問もあります。だから、場所的には私は不適だろーと思っています。

学びやというのは静かなところ、都会と言ったらおかしいですけど、中心地の雑草の混み混みするところじゃなくて、静かなところ、離れたところに学びやというのはつくるのが普通じゃないかなと。特にこの川南、これだけ自然が豊かですので、中央じゃなくて離れたところに私はつくるのが本当の学校じゃないかなというふうに思っております。

以上です。

○議員（中瀬 修君） 公園というところ、もちろん、町民のための場だということは私も認識しております。そこ、中学校を建設する、そういう議論というのはこれまで僕は進められてきたんだと、しっかり検討されてきたんだと認識しております。今の町長のお答えというところは、またこれから私はしっかり自分の中でそしゃくして、そういうことも考えられているのかという思いで受け止めていきたいと思えます。

建設費に関してはいかがでしょうか。町長、お答えください。

○町長（東 高士君） 建設費につきましては、町側、町側と言ったらおかしいですけど、以前の執行部が公表といたしますか、概算を示したのは43億約9,000万円、平均、約に直しますと、約44億円というのを示しました。しかし、これはウクライナにロシアが侵攻する前の金額です。その後、工務店や新聞でも皆さん御覧になっているから分かると思いますが、建築費がどんどん毎月上がっていっています。だから、私は、通山の行政座談会のときに、金額をこれは前のあれじゃないかと。だから、今現在の金額を示してくれって、幾らかかるんだと、それを示さないと賛成も反対もできないじゃないかというふうに当時の町長が言いました。そうしたら、回答がありませんでした。私は、恐らく、当時の44億の1.5倍ぐらい以

上はかかるんじゃないかなど。恐らく、最初の計画、3階建ての校舎で、下がプールで上が体育館というそういうのをつくって、あと、何かそういう一式のあれをつくるのであれば、恐らく、概算70億ぐらいから100億ぐらいのそれ以上になるかもしれませんが、それぐらいの金額がかかるんじゃないかなというふうに個人的には思っていました。

しかし、町のほうが出してくれませんでしたので、金額は、それについては言えませんが、とにかく高額な予算、金額がかかるんじゃないかなというふうに私は思っております。

以上です。

○議員（中瀬 修君） 町長の今のたまかな計算というところは受け止めさせていただきたいと思います。これが後、また質問のほうでもさせていただきます。ほかにこれが全く、町長としてこれが駄目なんだという根拠というものはありますか、今述べられた以外に。

○町長（東 高士君） 先ほども言いました金額の件、それと安全性、それと既存の施設があるのに、それを使わなくて新しく建てること、それをする必要ないじゃないかと、今言った内容は全部既にお話ししたところで、新たなことは特にございません。

○議長（河野 浩一君） しばらく休憩します。10分間休憩します。

午前9時58分休憩

.....
午前10時08分再開

○議長（河野 浩一君） 会議を再開します。

ただいま、河野禎明議員より発言の申出がありましたので、これを許可します。

○議員（河野 禎明君） 先ほど一般質問で、国立病院機構宮崎病院裏の敷地に汚物、注射器らがあるという発言をしましたが、これは確認も取れていませんし、正しいことでもないかもしれませんので、発言を撤回したいと思います。訂正よろしく願いいたします。

○議長（河野 浩一君） 休憩前に引き続き、一般質問を続行します。

○副町長（河野 秀二君） 反問権の行使をお願いいたします。

○議長（河野 浩一君） ただいまの副町長の反問権の行使の要求について、川南町議会基本条例第5条第2項の規定により、許可します。

事務局はこれより残時間を停止してください。

○副町長（河野 秀二君） 中瀬議員に確認をいたします。先ほどから学校の位置や事業費など、いろいろ御質問されましたが、学校の場所も含めて、基本的に私は学校を新しくつくって、新しい学校をつくらないと教育ができないのか、今の既存学校で教育ができないのか、中身の充実でできるんじゃないかと私は思っています。箱物が教育をするんじゃないんです。だから、今の学校が、既存中学校が使える間は、長寿命化計画に沿った考えで、学力向上のための支援を町と教育委員会は考えるべきであって、箱物を優先という考えは私は該当しないと思います。議員がどうお考えかお尋ねしてよろしいんですか。ちょっと私も経験不足で分かりませんが。

以上です。

○議員（中瀬 修君） どのようにお伝えすればよろしいでしょうか。今、副町長からの質問にお答えさせていただきますという述べ方でよろしいのでしょうか。

今の副町長の質問に私なりの考えを述べさせていただきます。

箱物が全てとは私は言うておりません。思ってもおりません。ただ、2つの中学校の今の状況を考えたときに、一番、今、教育的なデメリットといいますか、弊害を受けているのが、生徒数が減っている国光原中学校。昨日も教育長が、昨日でしたか、前日までに答弁していただいた、いわゆる子どもの数が減ったことによって、学年が上がった今の2年生が2クラスから1クラスに集約されてしまった、1学級になってしまったと。それから、3人の教科担当の先生が減らされて、複数の教科を持つ先生が現れたと。そういうことがもっとこれから進んでいくのではないかという危惧を私は思っており、町の中央部分に設置をするという、これまでの基本実施計画の流れというのは尊重したいと思っておりますので、発言をさせていただいていただければと思います。

以上です。

○副町長（河野 秀二君） 私たちは何も統合しないという話をしているわけじゃありません。どちらかの中学校に統合して、昨日、教育長が言われたような問題も聞いておりますから、そこで中身、ソフト面を充実したいと、そこを伝えたいんです。そこは御理解ください。幾ら箱物をつくっても、中の充実がなければ私は意味ないと思います。だから、箱物とか場所とかそういうものじゃないと思います。中身の充実を、今ある課題、教育長が言われた課題、そこを統合していくその中で教育委員会、または県の教育委員会等に教育長から働きかけてもらって中身の充実をすればいいんじゃないかと。私はそれで事足りると思います。そこでうまくいかなければ、また軌道修正しながら、教育長に無理をお願いするかもしれませんが、そういった考えでいますので、基本的な考えがもし違うのであれば、これは見解の相違だと思います。

以上で終わります。

○議員（中瀬 修君） 議長、確認させてもらってよろしいですか。反問権に対する回答というのはもう以上で終わりでよろしいでしょうか。

○議長（河野 浩一君） ただいまの反問に対する回答は以上でよろしいということですね、中瀬君。

○議員（中瀬 修君） 何せ初めてのことで、反問権ということを受けること自体が経験ありませんし、どこまで私が回答を求められているのかということも分かりません。私の回答に対して、もう一度、副町長が回答されたということで、それもまた反問権の一つに入るのかどうなのか、そこを確認させてください。

○議長（河野 浩一君） ただいまの反問に対する回答は以上でよろしいでしょうか。副町長。

○副町長（河野 秀二君） はい、結構です。

○議長（河野 浩一君） これで反問を終わります。

以上で、反問権の行使を終わります。

これより一般質問を再開します。

事務局は残時間の停止を解除してください。

○議員（中瀬 修君） 質問に入らせていただきます。

選挙の話に戻りますが、新中学校建設反対を表明されている同志と言われる議員がいらっ
しゃいます。新中学校建設反対の意向はいつぐらいに確認されたのでしょうか。出馬段階で
しょうか。昨日までの答弁の中で、町長がそれぞれに確認されていたような発言でしたが、
そこを確認させていただきたいと思います。町長、お願いします。

○町長（東 高士君） 同志というのは、昨日も言いましたように、同じ考え、同じ思想と
いいですか、そういうことを同志と言うんじゃないかと思いますが、選挙前から新中学校に
対して反対だという意味を確認しておりました。いろんな人にお会いをして、誰々がどうだ
ということを確認しておりましたので、それで同志だというふうに私は申し上げました。同
じ考え、同じ行動を取れる人ということで同志という表現を使いました。

以上でございます。

○議員（中瀬 修君） 私は、怪文書にも掲載されたように、当初から建設の賛成をという
立場で立候補させていただきました。新中学校は子どもたちのためでもあり、町民のため
でもあるからです。子どもたちのため、町民のためというところの御見解は、町長の中ではい
かがでしょうか。

○町長（東 高士君） 学校というのは、通常、学校は百年の計と申しまして、100年以上
ぐらい続くのが地域のコミュニティーの中心であるというふうに思っております。それで、
子どものため、町民のためであるのは当然のことだと私は思っております。それであればこ
そ、よく協議をし、話し合いをし、そして、計画的に10年先、20年先、また、極端なことを言
いますと100年先を考えて学校というのはつくるべきであるというふうに思っております。

今の2つの中学校がありますが、まさしく100年を考え、当時、いろいろ協議をされたん
だろうと思いますが、位置的に国光原中学校も唐瀬原中学校もすばらしい立地条件、そして
環境であったというふうに私は今思っております。

以上です。

○議員（中瀬 修君） 私もそれは同じ思いですが、唐瀬原中学校のOBとして、あの学び
やで育ちました。確かに、私の前の先人といいますか、先輩方、それから私たちが卒業する
頃と今と全く違うものになってきているんじゃないかな、場所だけは変わらないというこ
ろは私は思っているところでございます。

教育は未来への投資です。財政面について細かく言えればいいんですけど、まだ私はそこ
まで携わっていないので、これから学んでいきたいと思います。今の私には、それはだから

できないということです。しかし、教育課から報告された金額は、教育課でしたか、行政のほうから報告された金額が、木城町の義務教育学園を参考にしたものでありました。信頼できる数字であったと、私は数字的には財政的な数字というふうには思っております、建設に関して。

それから、立地条件としても大変魅力を感じました。町の中心部で、文化・芸術面、総合運動公園が隣接されている、役場や商店街が近いことから、多角的に必要なときにすぐに活用できる環境にあると、私は新設置場所に関して考えております。子供たちの教育の幅が広がる、そういうところでは大きなメリットと捉えております。

時には、子供たちに議会定例会の傍聴もしていただきながら、選挙離れと言われる若者たちへの改革、意識づけにもなる可能性がある、そういうふうに場所的にも私は考えている一人です。

私も掲載させていただいたあの文書には、用意周到に準備されて、全戸に配布された計画的・戦略的なものが数字的にもうたってあったと感じました。コピーではございますが、こちらの私が掲載された内容のものに関して、町長がこれまで述べられた答弁、それ以外に何かあればお知らせください。

○町長（東 高士君） 何回も言うようですが、そのチラシについては私は一切関わっておりませんので、中身が云々と言われても答えようがありません。

以上です。

○議員（中瀬 修君） 先ほどの答弁に少し戻らせてください。建設費に関してです。当初44億円というところを町長が発言され、その後、ウクライナ問題での物価高騰、それから、これまでの間に資材高騰に関して今90億から100億、もっとそれ以上になっているんじゃないか。このチラシとリンクするんですが、そのことに関してはいかがでしょうか。

○町長（東 高士君） 私が言った金額は私個人の意見でありまして、チラシの金額と合致するかもしれませんが、それはたまたま偶然であって、そういうのは知りません。私はただそれぐらいになるんじゃないかなという個人的な感想を中瀬議員に伝えただけです。だから、したがいまして、そのチラシについては私は全然関知しておりませんので、その額のほうも承知しておりません。

以上です。

○議員（中瀬 修君） ありがとうございます。それでは、90億から100億円という積算根拠に関しては、町長はどのようなお考えをお持ちですか。

○町長（東 高士君） 今言いましたとおり、私個人の意見でそれぐらいかかるんじゃないかなということで申し上げました。数字を申し上げますと、すぐ必ず数字が独り歩きするんですが、これが一番悪い癖でありまして、数字だけの切取りはやめてください。

以上です。

○議員（中瀬 修君） やめてくださいと言われても、私はちょっと分からないのでお尋ね

しているだけのことで、そこは御理解ください。

副町長にお尋ねしたいと思います。4月1日に、ある政治団体の会計を解職されたということですが、このチラシというのは私はいつ配布されたものかはちょっと分かりません。ただ、政治団体として、そこに籍を置いている間にこういう議論というのはされたんでしょうか。教えてください。

○副町長（河野 秀二君） 昨日答弁したとおりです。

以上です。

○議員（中瀬 修君） 関わりがないということで解釈してよろしいわけでしょうか。

○議長（河野 浩一君） 今、副町長が返答しますか。

○副町長（河野 秀二君） 前日もお話ししましたが、説明いたしましたけど、会計はやっておりまして、政治団体での。私の解釈の仕方がおかしいのかもしれませんが、何か政治団体の会計をしていると、あたかも変なふうに捉えられているような意味合いを私はちょっと受けるんです。私の偏見かもしれません。

4月の末だったかな、はっきり覚えていませんけど、会計も辞めております。政治団体の会計も辞めておりますので、同じことの繰り返しになりますけれども、御理解いただければと思います。

○議員（中瀬 修君） 昨日の答弁では、副町長は4月1日に辞められたような話をされましたけど、今の答弁では4月末ということでした。いいでしょう。

次の質問に入ります。90億から100億円というところの現段階で積算根拠というところは、どう副町長はお考えですか。

○町長（東 高士君） 何回も同じことを言いますが、それは私個人が自動的にそれぐらいはかかるんじゃないだろうかなということで考えたものです。それは私の知り合いの工務店の人とか、新聞、雑誌、その他もろもろで建築資材の高騰が出ております。だから、自分なりに考えて計算すると、それぐらいはかかるんじゃないだろうかな、これだけ大仕事なんだろうということです。だから、先ほども言いましたように、数字が独り歩きしますんで、数字じゃなくて、大きなお金がかかるというふうに解釈してください。金額、数字を言うと、その数字が独り歩きしますんで。そういうふうに思いますので。とにかく莫大なお金がかかると、つくるには。そういうふうに訂正させてください。

以上です。

○議員（中瀬 修君） このいわゆるビラといいますか、チラシといいますか、これを見て多くの町民の方はこの数字に惑わされている、そう思っております。私はいろいろ選挙中、町内をもちろん走り回った一人です。あるとき、畑で作業されている御高齢の方に目が留まり、駆け寄って挨拶をさせていただきました。「あんたはどっちね」、いきなり言われました。「何がですか」、「中学校の建設よ」私は子どもたちの未来を考えると、賛成している一人ですので、その思いで今選挙を頑張らせてもらっていますと。その方がその次に言われ

たのが、建設することによって税金が上がる。それから、90億から100億というところを言われました。私はそこでは納得できなくて「そうなんです」と。数字的なものはまだ全然、私がこれまで傍聴してきた議会等でも出ておりませんし、いろいろな建設費用に関する部分に関しては、これから議案として議会の中で通ってくるんじゃないかというふうに説明したところ、「あ、なるほどね」と納得してくれました。私も軽はずみに言えませんが、税金が上がる、上がらない、そこは私がもし議会議員として当選したときには説明に参りますということでその場を後にしました。

例えば、町長にお尋ねしたいんですが、こういう公共事業を行ったときには、後々、川南町に税金が上がるシステムがあるんですか。

○副町長（河野 秀二君） 一昨日も申し上げましたけど、新中学校を建設して税金が上がるというのが、私も同じチラシを見ましたけど、どこかに書いてありますか。それは読んだ方のそれぞれ解釈の仕方が多少違うと思うんです。私もそのチラシを見ましたけど、そういうことは気がつきませんでした。ですから、新しい学校を仮につくったとしても、税金が上がるということは書いていないわけですから。以上でよろしいですか。

○議員（中瀬 修君） 私は分からないので、町民の方からその質問を受けたことに対してまだ勉強不足でありますし、そういうシステムがあるのかなのかというところをお尋ねしただけでございます。

幾つかのビラ、チラシを見たときに、増税まっしぐらということを指摘した同僚議員の質問に対しても、回答が私には納得できない、分からないところでもございましたので、今お尋ねしたところでもございましたが、そういうシステムがないという解釈で私は捉えますが、いかがですか。

○副町長（河野 秀二君） 逆にあったら教えていただきたいぐらいです。私はないと思います。特別に何か法を整備してすれば別でしょうけど、現時点で私はないと思います。

以上です。

○議員（中瀬 修君） 町民として、一日本人として、とても安心できる回答を頂きました。ただ、このビラを信じている人たち、増税まっしぐらというところの意味というところを、新中学校を建設することに皆さんは誤解をしているんじゃないかなって私は感じています。これを進めていっても多分関係ないのでというところで終わるかもしれませんので、この質問に関してはそこで終わらせていただきます。

次の質問に移ります。同僚議員の質問等でもありましたけど、新中学校建設は、もう一度確認します、白紙なのですか。中止なのですか。町長、お願いします。

○町長（東 高士君） 建設は中止というふうにしております。白紙かといいますか、とりあえず、元に戻して一つずつ協議をしていく。既存の施設を使うのか使わないのか。要するに、中学校2つのまま、そのまま進むのかという意見も恐らくあろうかと思えます。だから、使うんだったらじゃあどちらを使うんだと。それもまた協議をして決めていく。だから、一

一つ一つ積み上げていく。今までなくて、結論が先にあってやってきたから、多くの町民の方が非常に不満を持たれたんじゃないかなというふうに私は思っています。だから、一つ一つ丁寧に積み上げて、議論を積み上げていく、そのやり方をやりたいというふうに思っております。

以上です。

○議員（中瀬 修君） 今の答弁からすると、中止、白紙、どちらかまだ僕の中では分かりません。一から丁寧に調査していく、精査していった町民の声を聞く、民意というところを言われているんでしょうけど、丁寧に調査する手段というのがあれば、今の段階で構いません、どういうものをお考えですか。町長、お願いします。

○町長（東 高士君） それは、私が計画しておりますタウンミーティング、また、教育委員会のほうで審議委員会ですか、規模の審議委員会、あれをもう新たにつくってもらって、それでやる。第三者機関でつくって、アンケート調査をやる。そういうふうにやろうと思っております。どうしても教育委員会でアンケートを取りますと、教育委員会のほうで出たパーセンテージとかそういうのがどうしても我田引水じゃないですけども、ごまかしではなくて公平だろうと思うんですけども、どうしても疑いの眼で見られるというのがあると思いますので、第三者機関をつくって、そこでそういうアンケートとかいうのはやってもらおうというふうに考えております。これはまだ誰にも相談しておりません。私自身が今そういうのだけを思っているという状況です。

以上です。

○議員（中瀬 修君） ありがとうございます。

少し気になることが今お言葉の中にあっただので。アンケートを作成した教育委員会を信頼されていないという解釈でよろしいでしょうか。

○町長（東 高士君） 信頼していないということじゃなくて、どうしても地元で大本がそういうことをアンケートをやれば、疑いの、パーセンテージが本当に正しいんだろうかという目で見られる方が必ずおられます。だから、公平性を保つために第三者機関をつくるということです。よろしいですか。

○議員（中瀬 修君） これまでの教育委員会が示したアンケートに対して、町長がやや不信任を持っていると私は今解釈しましたが、次の質問に移ります。

町長が今月から始めようとされるタウンミーティングも、教育環境の件に関して発言できる場になりますか。

○町長（東 高士君） 今月末から実施をしようというタウンミーティングは、行政側からの説明責任、特に今回の議会の内容、議会で決まった内容について町民の皆さんに御説明をする。そして、町民の皆様からはいろんな提案、恐らく苦情が一番多いんじゃないかと思うんですが、そういう苦情なんかも必ずお伺いをし、そして、それに対しては後で回答できるように。だから、匿名の方は受け付けません。必ず氏名、それと住所、連絡先を連絡してい

ただいて、その方の質問に対してはちゃんと後で回答をしようということで考えております。まだタウンミーティングの実施要項等はこれからつくりますので、今から周りの人間、人間といえますか、役場の職員と細かいところまで詰めて、それから要項はつくりたいというふうに思っております。今、私が考えているタウンミーティングはそういう状況でやりたいというふうに考えています。

以上です。

○議員（中瀬 修君） 初めてのことでですので、私もとても注目している一人でございます。タウンミーティングというのが、ある程度、町主体で進められるのか。町主体というのは、例えば、テーマをもう確論してもう決めてしまってやっていくのか。今、町民からの苦情がある、恐らくそれが多いただろうと言われましたけど、そういう何でも発言していい場になるのか確認させてください。

○町長（東 高士君） 今のところは、テーマは特に設けなつもりでおります。いろんな議題が出るとは思いますけれども、その課題は真摯に受け取っていきたいというふうに思っております。町民の生の声ですので、対話をするということが一番大事だろうと私は思っておりますので、その対話の場にしたいというふうに考えております。

以上です。

○議員（中瀬 修君） もう一步具体的に。平日ですか、週末ですか。どの時間帯ですか。

○町長（東 高士君） 金曜日か土曜日、要するに平日がいいか土日がいいか、それについてもまだ決めておりません。大体、私は皆さんが集まりやすい時間帯を考えると土曜日がいんじゃないかなというふうに思っておるんですが、これも周りの人の意見を聞いて曜日も決めていきたいというふうに思っております。まだ決まっておりません。

○議員（中瀬 修君） なかなかここに設定すると、私はそこは行けない、こっちがいい、いろいろあるでしょうけど、これから町長をはじめ、ミーティングの流れをしっかりと見守らせていただきたいなと思います。

タウンミーティング以外ではどのような場を検討されていますか。例えば、メディアじゃない、ホームページを使う、それから動画配信をする、それから何か開かれた町長室って言われていますので、町長室で受け付ける等、何かございますか。

○町長（東 高士君） もう一つ考えておる事項は、町政諮問委員会というのを設立しようと思っております。男女同数でいろんなことについて提案をしていただく。回答は1つじゃないと思いますので、いろんな意見が出たと、そういうのを参考にして、これは町長の諮問機関ですので、その中からどれを採用するかというのは私が決めることですが、いろんな職業の方、年代の方、また、男女別ですので、元議員の方とか、農業、商業、職業もばらばらという感じで、そういう方をお選びして、依頼をして、その方たちに集まってもらって、今、町が多くの課題を抱えております。その課題について一つ一つ協議をしていただいて、いろんな案が出るとは思います。だから、その案を1つにまとめるんじゃなくて、その案が出た対

策、それはそのまま私のほうに諮問していただくという形でやっていこうかなというふうに思っております。

以上です。

○議員（中瀬 修君） 偏りのない人材、人選、そういうところを求めたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

建設問題に関するところで、新中学校建設問題に関するところで、これまで私は教育委員会が進めてきたものや議会で可決・成立されてきたものがあったと思いますが、これまでの流れのそういう一連のものを町長はどう評価されていますか。

○町長（東 高士君） 日本は法治国家ですので、条例を可決をしたということは非常に尊重すべき事項だと思っております。しかしながら、私は新中学校建設反対ということを経験し、そして、選挙運動を戦ってまいりました。選挙結果として52.12%という皆さんの温かい御支援を頂きましたので、私はこれが民意が反映していると思っておりますので、それで、私に町長という地位を与えてくれたと思っております。と同時に、町長という職責はいろいろな地方自治法の147条から149条まで書いてございますが、業務を統括をし、指導・責任をするという非常に崇高な使命と、それと責任感が与えられております。私はそれを実行すべきだということで、149条に議案の提出権がありますので、それで今回、廃案ということで提出をさせていただきました。これから協議をされて、それで、13日に採決をされるというふうに思いますが、その結果は尊重をさせていただきます。

以上です。

○議員（中瀬 修君） 評価していないという捉え方でよろしいわけですね。私はそのように今お答えを頂いたような気がします。

令和4年川南町立中学校統合整備実施計画ですが、これまでに関わってこられた多くの方がいらっしゃいます。それは、この実施計画はその方々も含めた努力の証だと私は思っています。川南町立中学校統合整備基本実施計画書について、町長はどのように評価されていますか。

○町長（東 高士君） 私は、先ほども言いましたように、新しく中学校をつくるべきではないという考えです。だから、既存の施設が先ほども言いましたように30年使えるんだったら、使えるところまで使えばいいじゃないか。目的は、教育の質を高めることが、充実させることが最優先されるべきであって、新しく造って、そこに莫大なお金をつぎ込むというのは、私ははっきり言ひましてやるべきではないというふうに思っております。それまで今まで苦勞された方は、今までの流れで御努力されたんだらうと思っておりますけれども、今回の議案を、私、廃案を提出しましたので審議していただいて、それが決まったらまた新たな道に入りたいというふうに思っております。

以上です。

○議員（中瀬 修君） 残念な回答でした。当時、私は町PTA連絡協議会副会長を拝命し

ておりました。町のPTA会員の代表として学校規模適正化審議会に出席させていただき、夏には別府市立別府西中学校を視察させていただきました。視察した別府西中学校も、2つの中学校が合併し、新設された中学校でした。決して広大な学校所有地を持っているというわけではございません。別府西中学校を町長は直接行かれることはないと思うんですけど、ホームページ等で閲覧されたことはありませんか。

○町長（東 高士君） 閲覧したことはございません。

○議員（中瀬 修君） だと思います。反対をしている上で見る必要はないかと思っておりますが、閑静な住宅街にたたずむ中学校でした。私の目に映った光景は、まずは学校としての機能性に驚かされました。耐震・免震化はもちろん、正門から玄関、2階や3階にまで車椅子を利用されている方も一動線に入れます。また、屋上にプール、リゾートホテルかと思えるような造りでした。ここに設置している意味が大きいと感じました。町長は屋上にプールができていることをどう感じられますか。

○町長（東 高士君） 屋上であろうと、地下であろうと、それは学校ごとに考えてつくられたんだろうと思います。それについてとやかくコメントすることはございません。

○議員（中瀬 修君） いろんな所信表明の中に防災のこととかをうたってある中で、今の答弁が残念だなと思ったのは、いわゆる機能性というところを感覚的にお持ちでないのかなと思ったところがございます。災害時に活用しやすいように、屋上にあるプールが水槽として役割を持つということを説明いただきました。ということは、万が一、災害が起きたときに中学校が避難施設になるんです。学校という教育施設が災害時の避難施設になるということを御理解していただけたと思います。このような機能性のある中学校に町長は魅力を感じませんか。

○町長（東 高士君） 川南のこれだけ広大な土地がある中で、わざわざ屋上にプールをつくる必要はないと思います。プールはプールで地上に造ればいいことであって、その特性、その土地柄に応じて学校というのは造られているんじゃないかと私は思います。たまたま住宅地の真ん中に学校があるから、そういう形で災害対処されたと思いますが、川南にはこれだけの広い土地があります。中学校の土地も非常に広うございます。だから、そういうことをつくる必要はないと。ただ、災害の拠点になると、各学校が災害が発生した場合のときの拠点になるというのは、これは同感でございます。

以上です。

○議員（中瀬 修君） 私も災害を経験していないので何とも言えないところはございますが、テレビでよく見るシーンでは、災害が起きて、自分がそこで生活できなくなったときにどこかに行かなくてはいけない。そのどこかというのが大体公共の施設の場だと思います。1階にプールがある。3階に皆さん避難してください。そこがしばらくの居住スペースになります。そこでトイレを使いたいけど、水が出てこない。そういう場合に、別府西中学校の考えとしては、そこらからいわゆる水を流してトイレを利用させればいいんじゃないかという

考えをお持ちのようでした。僕は、それはすばらしいなと思いました。確かに、この広大な川南町です。どこでもここでもつくれるわけではないと思います。それはいろいろ農振とか、いろんな計画上の問題もありますでしょうから、そこは僕は違うと思っておりますが、学校の中であっても、そういういろんな捉え方、先ほど町長おっしゃいましたけど、多様性、そういうところをもっともっと意識してもらおうというところでは、私のこの考えを御理解していただけたらと思っております。

もちろん、教育施設としての機能性も別府西中学校はすばらしいものでした。安全な環境で勉学に励む別府西中学校をモデルに、私たちも川南町に機能性の高い誰が利用しても安全で容易に利用できる中学校を要望したい。誰がというのは、これから車椅子を使用しながら勉学に挑む、励もうとする子どもたちに対してもそうです。何か有事が起きたときに御高齢の人たちが押し車、もしくは車椅子、もしくはベッド等で移動するときにも、バリアフリー化された建物というのはすごく喜ばれると思います。そういうことを考えながら私は大分から帰ってきたことを思い出します。

改めてお尋ねしますが、新中学校の建設の白紙は取り下げるといことはお考えではないですか。

○町長（東 高士君） 私は新中学校建設反対ということを経験し、選挙民の皆さんとお約束をして町長になりました。私がこの考えを放棄したら、私を支援してくれた4080名という人を裏切ることになってしまいます。私はそういうことは断じてできませんので、反対はずっと続けます。

以上です。

○議員（中瀬 修君） その答弁を期待しておりました。ありがとうございます。

とても私は残念に思っています。箱物が子供たちを育てる可能性もありますし、箱物によって今授業で行われているICT、いわゆる世界に向けたグローバル化されたそういう発信というのも可能性が増すのではないかと。

昨日、中学校の先生が私の元に書類を届けに来られたときに、「Wi-Fiが届かん。今の中学校であと何年、俺もここで安心して子どもたちを教えられるか分からん。やっぱりあの中学校は長くもたんかもしれんな」、その先生はそうおっしゃいました。

私も子供を持つ親として参観日等で行くことがございます。廊下のタイルは剥がれております。廊下のタイルをじゃあ貼り直せばいいか。そういうことだけではないと思います。じゃあ、そこをこれから車椅子を利用した人が利用しやすいようにバリアフリー化できるのかどうなのか、そこも疑問です。段差を解消すればいいだけの話ではないと私は考えます。

先日、母親が、お母さん方が主催する質問会に私は参加させていただきました。その中に来られた御高齢の方が「障害を持っている人のことを誰も選挙のときには一言も言わなかった」とお叱りを頂きました。私ははっと気づきました。誰に向けた中学校を考えているのか。誰に向けた教育を向けているのか。私はそのことも含めてもう一度、今後の中学校を統合し

ていく中で、既存の中学校が正しいのか、新中学校がやはり必要なのか、そこは議論として残していかなくちゃいけないと思いますが、いかがでしょうか。

○副町長（河野 秀二君） 中瀬議員、私でいいですか。町長がいいですか。今、町長に尋ねられたんですか。（発言する者あり）そうですか。じゃあ失礼します。

○町長（東 高士君） 今、体の不自由な方がバリアフリーとかそういうことを言われなかったと言われましたが、私は選挙期間中、ずっと優しいまちづくりをしよう、町民に寄り添った行政が必要じゃないかということをずっと訴えました。これはそこに来られている、傍聴に来られている方々皆さん御存じだと思います。私は高齢者や体の不自由な方、女性や子ども、要するに生活弱者と言われる人たちに優しいまちづくりをやっていきますということをずっと言い続けました。それは、私のリーフレットにもそれが入っておりますので、そういうことを聞かなかったと言われると、非常に私は心外だなと。私はずっとそれを言い続けましたので。中学校の問題と優しいまちづくり、それと、自然と調和したまちづくりをやっていかないと、この自然を大事にしないといけないと、乱開発をして町から緑をなくしたら駄目だというようなことも盛んに言いました。それと、浜の人たちを救いたいと。何とかして津波から救うためにはどうすればいいかということを私は浜に行って8回演説をさせていただきました。だから、そういうことはなかったんだろうと思います。その人がたまたま聞いていなかったんじゃないでしょうか。

それと、何を聞かれたんですか。私、ちょっとよく分からなかったんですけど。質問の意味がちょっと分からなかったのです。

○議員（中瀬 修君） 反問権としてですか。

○議長（河野 浩一君） 何を聞きたかったのか言ってくださいと、町長は言いました。

○議員（中瀬 修君） 失礼しました。要は、既存の中学校を利用した場合に、そういう子どもたちが利用する場合、今の中学校を改修しないといけないと思うんです。その改修に今の基準で、学校で大丈夫なんですか、本当に受け入れられるんですかというところをお尋ねしたかっただけです。もうその回答は結構です。

令和8年4月に中学校を開校していただくということを、今の小学校6年生以下、待ちわびている子どもたちが多く感じております。その子どもたちへ中止をするという説明はされますか。

○町長（東 高士君） 今、子どもたちは学校で民主主義、社会科で民主主義というのを習っていると思います。民主主義の根本は多数決です。今回選挙で私になった。私が反対だと言っている。それを正しく教えるべきじゃないですか。学校で習っていることと違うことを家庭で教えるのはおかしいでしょう。普通の家庭でしたら、そういうふうに民主主義、社会の教科書で習っていることを実際に教えると思います。そうしないと、学問のための学問で、学問が生活の中で生きていかないでしょう。何で学ぶかといったら、社会のためにそれを生かすために学ぶんです。それが学問だと私は思います。それが生かせないんだったら学問じ

やないです。だから、日本は法治国家であるし、民主主義国家です。主権は国民が持っています。その基本を習っているわけです。そうしたら、今回の選挙結果についてはこうだったんだよというふうに教えるのが親として、また、父兄としてそれが正しい教え方じゃないでしょうか。私はそう思っております。

以上です。

○議員（中瀬 修君） もう時間もありません。令和5年4月1日に施行されたこども基本法の中では、地方自治体は子どもたちに丁寧に説明をなささいというような私は解釈をして読んでおりますが、そういうことは学校に出向いて、今後、タウンミーティング等を含めた子どもたちへの話というのはされますか、されませんか。

○町長（東 高士君） これは私じゃなくて教育委員会の主導じゃないでしょうか。私がじかに学校に行ってそういうことを説明する必要があるのかなというふうには、今、疑問に感じたんですが。

以上です。

○議員（中瀬 修君） 中止を表明されているのは町長なので、町長に説明責任が私はあるのかなって思ってしまったので、質問させていただいたところです。

今回、私は中学校建設に関する質問を多くさせていただきました。この場でいろいろと質問させていただいたことに全てを納得しているわけではございませんが、今日、この場に立たせていただいたことは私の人生の一つの勉強になりました。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（河野 浩一君） しばらく休憩します。10分間休憩します。

午前11時07分休憩

.....

午前11時17分再開

○議長（河野 浩一君） 会議を再開します。

ただいま町長より発言の申出がありましたので、これを許可します。

○町長（東 高士君） 昨日の一般質問の中で訂正がございますので、申し上げます。

昨日、三原議員の質問の中で、高校生まで医療費を無償化する考えはないかと問われましたが、本年の4月1日より、18歳に達する日以後、最初の3月31日までの子供は、自己負担額なしで医療行為が受けられますので、訂正してお詫びいたします。

以上です。

○議長（河野 浩一君） 休憩前に引き続き一般質問を行います。

次に、田中宏政君に発言を許します。

○議員（田中 宏政君） 初めての一般質問なので、かなり緊張していますので、不慣れな点はお許してください。

それでは、質問通告に基づき質問をさせていただきます。

まず、1番目なんですけども、農業者収入保険増額について。

2番目、農業者の固定資産税強制納税問題について。

3番、小中学校のトイレ洋式化について。

4番、特別職の勤務時間、休日について。

4点を質問させていただきます。

まず、1番目の農業者収入保険の増額について質問させていただきます。

収入保険とは、天候不順、台風などの災害、新型コロナウイルス等、農業者の経営努力では避けられないリスクによる収入減少に対し、農業経営の安定化を図る目的とした国の政策保険のことです。

川南町では、この収入保険の加入者に補助を行っております。補助額は、保険料と事務費の合計額の2分の1、上限が20万になります。これには積立分は含みません。同じJA尾鈴ということで、都農町がどうしても比較対象になります。その都農町では、1年目及び2年目に保険料自己負担分に対し2分の1の補助、上限は120万になります。これには積立部分も含まれております。

このように、補助額が非常に差があり過ぎるので、川南町の加入者が少ないという現状があります。ちなみに、加入率は川南町が38.8%、都農町が63.5%となっております。これに対して、なぜここまで補助額に差があるのかという点を質問させていただきます。

あとは、質問席に戻り質問させていただきます。

○町長（東 高士君） 田中議員の農業者の収入保険の増額についてという御質問でございます。

これは専門的なことになりますので、担当の産業推進課長に答弁をさせます。

○産業推進課長（河野 賢二君） ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

収入保険ということなんですけど、田中議員も御存じのとおり、保険料というのは掛け捨ての部分の保険料と掛け捨てでない積立分、あと事務費から成っております。それには、それぞれ国の補助金というものが充てられておまして、その残り分を農家が負担するという事になっております。積立分については、要するに減収がなかった、補填されなかった場合には翌年に持ち越すということになっております。

この制度に関して、あくまでも農家が自分の経営安定のために毎年加入するというものがありますから、町としてはそのきっかけを支援するという形で、今、補助事業として行っております。

川南町の場合は、先ほど説明がございましたとおり、農家の負担する掛け捨て分の保険料と事務費の2分の1、上限20万で補助することとしていまして、積立分については補助対象外にしております。

都農町との補助額の差が大きいということですが、そのことは当初から把握はしております。都農町の保険の加入割合が高いことから、一定の効果は出ているのかなと思います。

が、あくまでも、これは毎年払っていかなくてはならないものですので、自己の農業経営に対する保険ということなので、加入の有無については農業者が判断しているものなのかなと思っております。

同じJAということで差があるのはおかしいんじゃないかということなんですが、都農町とは自治体が別でございます。その自治体の実情に合わせて、例えば農家戸数であるとか規模であるとか、そういった実情に合わせて事業を展開していく必要があるのかなと思っております。

以上でございます。

○議員（田中 宏政君） 保険加入の後押しということで補助されるということだったのですが、保険加入の後押しにしてはちょっと少な過ぎると感じているんですが、どう思いますか。

○産業推進課長（河野 賢二君） 少な過ぎるとい、今、御質問なんですけど、私も周りの市町村と県内がどういう状況なのかというのを調べてみました。都農町以外に積立分も補助しているのが、串間市と日南市がございました。ただし、そちらも上限は20万円がございました。全国の状況を見ましても、積立金まで補助をしているのが全部の自治体で10自治体ぐらいしかございませんでした。

児湯郡の状況を見ますと、3分の1で上限5万ということもございまして、川南町が極端に少ないということは感じておりません。

以上でございます。

○議員（田中 宏政君） ほかの地域のことは、こちらのほうで大体調べて分かっていたんですが、どうしても比較対象が都農町になってしまいます。同じJAです。同じものを作って、同じ部会に入って、片や上限が120万、2年間それが出ると。積立分に関しては出ないので、2年目に関してはちょっと減ると思うんですけども、そこまで補助され、川南町にしては20万円、上限のほうかということになっております。

シミュレーションを出してみたんですけど、3000万の所得、保障をとした場合、いろいろなパーセンテージがあるんですけども、積立ての部分が非常に大きいんです。3000万の場合、80%の保障を限度とした場合にですけども、積立金が67万5000円、保険料のほうは25万4556円、事務費が5万7960円となっています。合計で98万7516円。この計算でいくと、大体都農町に関して50万円近く出る、しかし川南の場合、これで計算すると15万弱、15万円ぐらいになると思います。

行政が違うので、そう言われるのは分かるんですけども、どうしても気持ちでは分かっているんですけども、NOSA Iの方も言っていました。後押しがない。都農町が良すぎるため。被害者になっているかもしれないんですけども、川南町のほうが。私も同じ意見でした。私も入ろうかすごく悩みました、去年、おととしと。しかし都農町を見ると、川南町はと。そういう意見で、NOSA Iの方に聞いてみると、やっぱりそういう人が多いと。そういう

人が多い結果、この数字になっていると、パーセンテージになっていると思います。

これに満足せず、ちょっと資材高騰、今、農家のほうは大変です。飼料高騰でも大変です。経営が厳しい状況である農業者に、少しでも経営の安定化に向け保険加入のよい機会だと思いますので、収入保険の補助の増額、加入を促す必要性を示す数字、補助額を考えてほしいと思います。そのことをちょっとお尋ねしますが、可能か、可能じゃないかという点、よろしくをお願いします。

○産業推進課長（河野 賢二君） ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

今回の事業は町単独の事業でございます。大体、町単独の事業は3年で見直しを行っております。NOSA Iのほうにも、先ほど言われた積立金の負担がやっぱり大きいという農家の声があるということなので、そういったニーズに応じて、保険料のみで減収分の9割まで保障するタイプの実施を令和6年度から検討もしておることなので、そういったことも含めながら、今後、額の変更とニーズに合わせてやっていきたいと思っております。

以上でございます。

○議員（田中 宏政君） 収入保険に入るためのいい後押しになるような補助、助成のほうをよろしく願いいたします。

次に行かせてもらいます。

農業者の固定資産税強制納税問題について、行きます。

川南町では、令和3年、4年に固定資産の未申告に伴う課税漏れが多数判明し、強制的に5年間遡り納税することになりました。この5年間遡った、強制的に納税させられた対象の人数というのは何名になるのでしょうか、お尋ねします。

○税務課長（米田 政彦君） ただいまの御質問にお答えします。

令和3年度に過年度分、前の年度として、延べ件数として682件、あと、ちょっとすみません。令和4年度にまた過年度分として申請があったのが365件です。

以上です。

○議員（田中 宏政君） すいません。金額のほうもお願いします。

○税務課長（米田 政彦君） まず、令和3年度から行きます。令和3年度の過年度分の償却資産の分として、約1億7300万円です。あと、令和4年度の過年度分が合計で、償却資産ですけれども、約4940万です。

以上です。

○議員（田中 宏政君） この申告漏れというのは何年前から。5年間は遡ったと思うんですけども、何年前から発生していたのか、全く担当の税務課のほうでは把握していなかったのか、その点をちょっとお聞きします。

○税務課長（米田 政彦君） 前任の税務課職員等含めて細かな調査とかはしたんですけども、具体的には分かっておりません。ただ、令和2年度の時点で申告がちょっと少ないんじゃないかというところから、調べたところ、このような事態になったということでございます。

す。

以上です。

○議員（田中 宏政君） ということは、その期間に納税されなかった金額が全く分かっていないということになりますか。それとその原因、申告漏れになった原因をちょっと教えてください。

○税務課長（米田 政彦君） 5年以上遡った分については把握できません。

あと、もう一つは何だったですか、質問は。原因ですね。

原因は、恐らくですけれども、まずは、納税義務者の方々が償却資産に対する申告義務があることを認識していなかったことが一つの原因ではないかと。あと、町としても、定期的な調査、指導が実施されていなかったことも一つの一因ではないかと考えます。

以上です。

○議員（田中 宏政君） 私もその申告していなかった1人になります。その税のことも全く知らなかったのので、申告するどころか、もう知るつもりもなかったといたらちょっと大げさになるかもしれないんですけども、税の周知、告知が全くなかった、町の責任は全くなかったとそのときされたんですけども、今はあると。周知、報告がなかったという形でちょっと少し言われたんですけども、そういうことでよろしいでしょうか。

○税務課長（米田 政彦君） 周知はしております。毎年1月に定期的に償却資産の申告漏れはないですかということで周知はしております。

以上です。

○議員（田中 宏政君） 周知のほうは、私もそのときに知ったんですけども、全く私のほうには耳に入っていませんでした。約そのとき8年か9年、農業をやっていたと思うんですけども、その税について全く知らなくて、そのとき、担当者に聞いたんですけども、年に1回、回覧板に入っていると、チラシのほうという周知。もう1点が、町のホームページに載っているということでした。

町のホームページを見て、分かっている探したんですけども、なかなか見つけきれませんでした。固定資産、償却資産についてなかなか見つけることができませんでした。知っているのです。知っているのので、探してやっと見つけました。それを知らない人に周知する、告知が足らなかったんじゃないかと思っております。

同じ問題が新富町であったと思うんですけども、新富町の町長のほうは、固定資産の課税漏れのおわびと申告についておわびしております。その点で、申告者が悪いと一言も書いていないんですけども、町が固定資産の調査、指導等を長年にわたり行っていなかったこと、申告に対する広報、周知が不足していたことにより固定資産の未申告に伴う課税漏れが起こったものでありますということで、後のほうで謝罪しているんですけども、川南町では全くそういう対応はなし。ただ、紙が送られてきて払えという形でした。聞いても、納税者の義務という形でした。その点の町の対応、どうでしょうか。

○税務課長（米田 政彦君） 今、新富町の恐らくホームページに載っているお知らせだと思うんですが、私もこれを拝見しました。その後を書いてある言葉として、これまで適正に申告・納税を行っていただいた皆様並びに町民の皆様に多大な御迷惑をかけ、町税務行政の信頼を著しく損なうことになりましたことを心から深くお詫び申し上げますとあります。

この点については、私もしっかり納税していただいた方に対して、同様に5年以上遡って課税することができなかったことについては、非常に申し訳なく感じているところではございます。ですが、あくまでもこれは申告税ですので、本来申告されるべき方々が申告の義務を怠ったということではございますので、その点については御理解ください。

以上です。

○議員（田中 宏政君） 町としての対応が違い過ぎるという点です。これは不満が農家に対してはすごくあると思います。不満、不安、これで大丈夫なのかと。新富町と違い過ぎる。町長が謝罪すべきじゃないかと。当時なんで、替わって東町長になられたんですけども、当時の町長のほうが謝罪すべきだったことだと思います。

その強制的に納税させられた農家に対してもなんですけども、先ほど言われた適正に申告・納税を行った人に対しても、また税金が入らなかったという点で町民に対しても謝罪すべきだった点じゃないかと私は思っております。

そのときに青色申告会には私は入ってしまっていて、そこに一任というか、信用して、税金のことをもう全て任せた点があります。勉強が足りなかった点だと思っているんですけども、そのとき、たくさんの農家からのクレームがあって、JA尾鈴の青色申告会のほうに、当時の担当者と3名、あと役員が2名、合計3名と当時の役場の担当者2名と副町長がその席におられたということだったんですけども、全く農家が悪いという点と、法律だからという一点張り、全く話を聞く耳がなかったということでした。

おまけに、農家が訴えるなら受けて立つよと、役場の担当者が言われたそうです。それには愕然として、担当者は唾然としたみたいです。耳を疑ったみたいです。これも聞いた話なんで、私が言われたんじゃないんですけども、当時の担当の方と話して、そう言われていました。この担当者の対応には問題ないでしょうか。町長、お聞かせください。

○町長（東 高士君） 町の執行部として、預かる者として、非常に問題があったと私も認識しております。

選挙期間中、いろいろと回りましたが、償却資産の問題が非常に声が多くて、何か話を聞いていると、非常にもう憤慨をされておる方がたくさんおられました。あんだ町長になったらどうすんねと言われましたので、だったらよく考えて、そういうことがないように、皆さんのほうも1か月ありますので、正しく申告をしていただく。

全部調べるということは、到底この税務課の人間で調べるということはできませんので、申告をされた方については、基準に基づいて課税をして納税をしていただくという形、そのための周知をする期間、それと周知をする手段、これを今から考えていかないといけないと

いうふうに思っております。

これは税金ですから、御理解をしていただかないとどうしようもないので、やっぱり理解をしていただくような努力、それを我々がすべきじゃないかなというふうに思っておりますので、そういう努力、御理解していただくようにこれからも一生懸命努力していきます。

来年度が、今度、私、初めてでございますので、今回の教訓を生かして、そういうことのないようにやっていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議員（田中 宏政君） 新富町では、その後、申告された後に条例をつくり、返却しております。謝罪もしております。町長の場合です。川南町は何も対応しておりません。どうでしょうか。返却すべきだとは、正直そこまでは思っていないんですけども、少しは思っていますけど、何か代わるような補助を考えて、一番返却するのがベストだと、税の公平、新富町は返却して、川南町は返却がない。同じ固定資産税です。公平じゃないかと思っているんですけども、できないのであれば、代わるような補助、助ける、非常に農家が困窮していると思いますので、その辺で補助のほう、申告を適正に行っていた方に対してもなんですけども、強制的に支払いが生じた方に対して、非常に困窮して農家を辞めたいと、固定資産を百何十万、遡って払わされたのでと。相当苦しいです。やっぱり一括でこのコロナ禍であって、ウクライナ戦争によって資材等が上がっていますので、その中でそうやって利益が出ていない。作物の値段は変わっていません。その中で、税金、払うべきは当然なんですけども、片や新富のほうはそうやって返却するという点に関して、ちょっと対応すべきじゃないかと思っております。

この点についてはこれで終わります。

〔※後の、最終日に訂正の発言あり〕

次に行きます。

小中学校のトイレ洋式化についてです。

できるだけ先日の内藤議員とかぶる点がないように質問していきます。

なぜトイレの洋式化を進める必要があるのかと考えてみますと、まず子どもたちが普段から使い慣れていること、使い慣れているというのは洋式トイレだと思っています。また、衛生面に見ても、和式便器と比べると洋式便器のほうが衛生的と言えると思います。

文部科学省の統計によると、令和2年9月1日、現在の川南町の公立学校の洋便器率は28.1%、かぶっていますけど。先日の内藤議員のときに説明がありましたが、先月末の時点で31.32%にちょっと上がっているという点がありますが、この点を踏まえても、2年9月時点で川南がワースト3位だったんですけども、2位と1位の国富と諸塚、もう既に60%から80%の洋便器率に変わっております。川南町が断トツの最下位になっております。

教育長、このことはどのように捉えていますか、お聞かせください。

○教育長（坂本 幹夫君） 田中議員の質問にお答えします。

先日もありましたけれども、洋式化率については低いほうですので、これについては国の標準を上回るように計画的に、しかし予算が伴いますので、財政課と協議しながら進めてまいりたいと思います。

詳しいことにつきましては、課長に答弁させます。

○教育課長（山本 博君） 先日の内藤議員の御質問と重なりますが、各小学校別の割合はちょっと控えさせていただきたいと思いますが、小中学校全体で281基あります。その洋式化になっているのが88基ということで、今現在31.32%ということで整備が進んでおりますが、先ほど教育長も申しましたように、予算の絡みもありますので、小中学校7校、やっぱり計画的に他の町に追いつくような形で整備をしていければというふうに考えております。

以上です。

○議員（田中 宏政君） ここまで洋式便所の洋便器の設置のパーセンテージが低いという原因は何だったんでしょうか。また、計画的に進めるという話だったんですけども、本年度の計画というのをお聞かせください。

○教育課長（山本 博君） お答えいたします。

まず、教育委員会のほうで進めておりました新中学校の建設、これも私もかれこれ5年ほど携わっておりますので、新しい中学校を造ってきれいなトイレを造りたいという思いでやっておりました。なので、特に中学校につきましては、やはりそこにお金をかけるというのを控えていたというのは事実であります。状況が変わりましたので、そのあたりも考えながら、今後、計画的に考えていきたいと思っております。

以上です。

○議員（田中 宏政君） 新中学校を建てるからという理由で、洋便器の数を増やさなかったということなんですけども、小学校はそれの犠牲になったということではよろしいでしょうか。

○教育課長（山本 博君） すいません、ちょっと説明が足りなかったようでありますが、小学校も各教室棟、管理棟、それぞれにトイレがありますので、まず最低でもその1か所には洋式を整備しようということでやってきておりました。ただ、それで整備の進捗が少し遅かったというのは事実かなというふうに思っております。

以上です。

○副町長（河野 秀二君） 課長の説明に少し補足をいたします。

これはまた少し予算が伴いますので、今、予算が9月の補正の予算額全体を見て、いけそうだったら両中学校の洋式化を考えています。

それから、小学校についてもですけど、来年度新年度予算を組むときに、全体の予算のバランスを見て、可能であれば取組を考えております。

ただ、今ここでお約束することは、まだ予算が分かりませんので、そこは御了解頂きたいと思っております。

以上で終わります。

○議員（田中 宏政君） 中学校の統合の問題と合致する部分があるので、一緒に進めていけないといけないと思っておりますけども、それは分かるんですけども、ちょっと待ってください、すいません。洋式化についてはそうなんですけども、洋式化と併せてなんですけども、乾式化の清掃、イメージとすると商業施設、イオンとかあると思うんですけど、トイレが。きれいな清潔なトイレになっておると思います。それをイメージとすると、比較すると、川南小中学校のトイレとそこの商業施設のトイレと比較すると、比べものにならないぐらいの清潔感があると思っています。それは第一にタイルです。タイルの溝の部分に菌が非常につく、臭いもつく、アンモニアです。そこも改善していかないと、臭い対策もあると思うんで、一緒に併せて改善のほうをお願いしたいと思っております。その点について、教育長、お願いいたします。

○教育長（坂本 幹夫君） 田中議員がおっしゃられるとおり、臭いの問題も出ましたけれども、そういったことと、今、トイレの下の配管の部分も調査をしながら、一番効率的に、そして臭いがなくて清潔が取れるようなことを考えて調査してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議員（田中 宏政君） 先日、川南小学校の校長先生と話す機会があったんですけども、まず替えてほしいのがトイレということをお話されておりました。その校長先生であった教育長、坂本教育長なんですけども、把握していなかったのか、その点。トイレは洋式便器が低いという点と、臭いの点、把握していなかったか、していたか、そのときにどう思ったのか、改善しないといけないと思ったのか、その点についてお聞かせください。

○教育長（坂本 幹夫君） お答えいたします。

私は5年間校長としておりましたので、全てのトイレを回っていますし、それから体育館等も見えています。体育館は特に社会教育関係団体さんが使われるので、それと老人会の皆さんも使われるので、いち早く教育委員会に要望して洋式化にしました。

あと、毎年、洋式化をお願いをしながら計画的には進めては頂いているんですけども、まだまだ低いなというのは実感しておりました。

以上でございます。

○議員（田中 宏政君） 要望を上げていたということなんですけども、逆の立場になって、今、教育長という形でなぜ動かなかったのか、ここまで。お聞かせください。

○教育長（坂本 幹夫君） 動かなかったわけではありません。これは先ほど言いましたように、1つの学校に、学校数に応じてトイレの数も違いますし、それから、計画的にこの学校にというような形で持っていくますので、全くそれは計画をしていなかったわけではなくて、この次はこの学校にというような形で、ただ、川南小なんかちょっと低いので、設置率も高いので、一遍にできなかったというのが現状でございます。御理解をお願いします。

○議員（田中 宏政君） 今回の一般質問を聞いている限りですけど、中学校のことばかり

目を向けて、小学校を全く見ていないような感じに取りました。中学校も小学校も同じような快適な学校生活が送れるようにトイレの洋式化、乾式化、早急に進めていただきたいと思っています。

次に行きます。

4番目の特別職の勤務時間、休日についてということです。

鳥インフルエンザが町内で発生して、町職員、県職員がその対応に追われているときに、前町長がゴルフに行っていたという件についてです。

私は農家なので、養鶏業者の知人もいて、その不安と苦労を目の当たりにして、大変気の毒に感じていました。その最中、前町長のゴルフ行き事件、告発のビラもあり、町民の誰もが知っていたことだと思います。この鳥インフルエンザ発生時期に、町の最高責任者としていかなるものかという批判的な意見が多くありました。しかし、これについて、権力のチェック機関の議会がほとんど触れることなく、町長のサポーターのように擁護し、町民皆怒りを感じたと思います。

法律的に問題がなければ何も問題がないのか。問題はないというありさまでした。この件につきまして、町長の見解、感想をお聞かせください。

○町長（東 高士君） ゴルフの問題ですが、私はもう以前、ゴルフはやっていました。今はやっておりません。町長、副町長、教育長、特別職3人については、やはり勤務時間というのは職員と同じようにやるべきだと私自身は思っています。私はそのとおり今動いています。

休日等の公務も入ってきますので、いろいろ代休とか何かそういうのがあってもいいんじゃないと言われる方もおられますけど、私は一切そういうのは取っておりません。公務は公務で、土日、祭日でも行っております。これはやはり町のリーダーとして、要するに首長として当たり前なことだと私は思っております。そのための特別職だと思っておりますし、町民の皆様から高い給料をもらっておりますので、だからそのようにやるのが私は特別職の務めである、責任であるというふうに思っております。

だから、これはコンプライアンスの問題で、個人の権利でございますが、それは見解は述べませんが、私はそのようにやっていきたいと、今後も4年間ずっと続けるつもりでありますので、どうぞよろしくお願いします。

以上です。

○副町長（河野 秀二君） 今、町長が申したように、私も同感です。ただ、そのときは病院等、ちょっと分かりませんが、そういった誰もが見ても、それは常識の範囲だということぐらいは休みは頂こうかとは思っております。あとは全部、職員が働いている時間は自分の仕事の時間と思っておりますので、御理解ください。

以上で終わります。

○議員（田中 宏政君） この件のときに、役場の職員と話す機会があったんですけども、

その役場の職員の方は、町長は365日24時間働いているので、ゴルフに行っても構わないと言われました。頑張っているんだから行ってくださいという形でした。どうですか、行かれませんか。町長、お聞かせください。

○町長（東 高士君） 今の考え、職員がそういうことを言ったんでしたら、恐らく町民の皆さんとの考え方が非常に乖離しているなと私は思います。常に町長といいますか、特別職も含めて、職員は町民の視線を気にしながら、そして働かなければいけないと思っております。住民のために役場はある。役場のために住民がいるわけじゃないんです。そこの認識を改めなければいけないと、私はそういうふうに思っております。

以上です。

○議員（田中 宏政君） このときは、ゴルフの打ちっ放しだったと思うんですが、写真を見る限り。だから許されたのか、町長は許されないということなんですけども、そういう議会でも話が少しあったと思うんですけども、これがマージャンだったり、パチンコだったら、そのときは許されなかったのか、どうでしょうか。私は許されないと思っています。ゴルフの打ちっ放しもなんですけども、この点につきまして、町長が言われるとおり倫理的問題、モラル的な問題だと思っております。節度ある行動、病院、そういうことはもうしようがないです。リフレッシュしてジョギングとか、私、問題ないと思っております。自己啓発に関しても問題ないと思っています。どんどんいいものを吸収して、いいまちづくりをするために必要なことは、もう代休として、土日働いたり、夜に働いたりしたら休んで、逆にリフレッシュしていいパフォーマンスができるようお願いしたいと思っております。

先ほども言ったんですけど、すみません、もう一回戻ります。ゴルフだから許されたのか、マージャン、パチンコだったら許されていないのか、何でも許されていたのか、ちょっとお聞きしたいんですけども、役場の職員誰でもいいんですけども、担当課長の誰でもいいんですけど、マスクの方、ちょっとすみません、ちょっと見えない。すみません。目がちょっと見えなくて。総務ですか。総務課長、お願いします。

○総務課長（大山 幸男君） ただいまの御質問にお答えいたします。

町長は、地方公務員法第3条第3項第1号の規定による特別職の地方公務員でございまして、同法第4条第2項の規定によりまして、地方公務員法は特別職に属する地方公務員には適用されませんので、勤務時間等の概念がないということでございます。

おっしゃられるとおり休日出勤とかありまして、その辺の勤務時間がありませんので、町長自体が自己の責任で職責を果たすことが期待されておりますので、それが果たせるのであれば、法には触れないということでございます。

以上です。

○議員（田中 宏政君） ということは、マージャン、パチンコ、競馬、競輪、そういう点に行っても問題なかったということよろしい。法に触れていないのでよいという解釈だったということですか。

○総務課長（大山 幸男君） この件につきましては、先ほど申しましたとおり、地方公務員法ではそのように定められておりますので、私のほうからよいとか悪いとか、そういうことの判断は致しかねます。

以上です。

○議員（田中 宏政君） 法律的に問題ないからいいという解釈がちょっと問題なのかと。その当時、もっと責任を追求して、議会も職員もよかったんじゃないかと。これは恥ずべきことだと思っております。私だけかもしれませんが、もっと職員の方がきつい目で見て、町長を。今回、東町長なんですけど、もし行かれた場合、そういう、きつい言葉をかけてもいいんじゃないかと、議会も職員もなんですけども、それを期待しております。

町長に関しては、先ほどそういう決意があるということで安心しました。

私の質問は以上で終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（河野 浩一君） しばらく休憩します。

午後の会議は1時15分からとします。

午後0時06分休憩

.....
午後1時15分再開

○議長（河野 浩一君） 会議を再開します。

休憩前に引き続き、一般質問を続行します。

次に、小嶋貴子君に発言を許します。

○議員（小嶋 貴子君） 私は公明党の小嶋貴子です。多くの支援者の方に支えていただき、今回、初めて議員となりました。まだ何も分からない状態で緊張しています。町長、副町長、議員の皆さん、役場職員の皆さんと川南町の発展、町民の幸福のために頑張っていきたいと思っております。

地方自治は民主主義の学校という言葉があります。私はプロの政治家というよりも、一主婦の立場と目線で、川南町を少しでもよくし、住民の生活をよくするために町長に質問させていただきます。後は質問席にてお伺いします。

まず1点目は、町政運営方針7ページの小中学生に本町の歴史とともに、各地に残されている史跡などを学んでもらい、次世代に伝承させていきますとあります。このことは、ふるさとを愛する教育として大切だと思います。

私は、この町の最重要な遺跡は後牟田遺跡だと考えます。日本が大陸とまだつながっていた4万年前の旧石器時代の貴重な遺跡です。また、縄文時代前期の遺跡でもあります。日本のトップクラスの遺跡で、世界で見ても重要なものと考えます。また、川南古墳群。川南古墳群は、西都原古墳よりも古い時代のもので、前方後円墳が多いのが特徴です。宗麟原供養塔もこの町の重要な史跡です。

ただ、このような重要な遺跡や史跡が町民にあまり知られていないように感じます。誇る

べきものであり、最高の宝だと思います。もっとも町内外にアピールしてほしいと強く思います。町長の見解をお聞きしたいと思います。

○町長（東 高士君） 今、小嶋議員のほうから、史跡、その他文化財のことについてお話がありました。そのほか、お祭りとかそういうのも、盆踊りも含めてあります。残っています。しかし、この3年間というコロナの影響で、それが途切れようとしています。それを私は一番危惧しております。

やはり先人から受け継いできた伝統、文化、芸術、また、そういうお祭りを通じて、絆を確かめ合うというか、そういうことは非常に大切なことです。そして、これは今を生きる我々が、次の世代につないでいかなければいけないものだというふうに私は考えております。それで、そういうことにも力を入れてやっていきたいなというふうに思っております。

うちの教育委員会のほうでも、町の史跡を小学生とか回らせて確認をさせたりしております。非常に私はいいことだと思います。自分のところの歴史を知る、文化を知ることによって、初めて社会人として大人として、うちにはこういうすぐれたものがあるんだというのが自覚できるし、また、人にもそういうことを言えるということで、これは続けていくべきじゃないかなというふうに思っております。

以上です。

○議員（小嶋 貴子君） ありがとうございます。

さらに、史跡ではありませんが、川南の宝で、その重要性が深く理解されていないものがあります。川南湿原です。ここには貴重な食中植物があります。世界でここだけにしか見られないもの、日本でここでしか生息していない植物があります。湿原は湧き水で形成され、外から水が流入しないことから、ここだけの生態系が形成されています。この湿原にはエビ、カニ、メダカ、フナ、ウナギなどもいます。また、多様な種類のトンボもいます。この湿原は貴重な学習資源でもあり、観光資源でもあると思います。

管理者のお話ですが、神奈川大学など幾つかの大学の研究者が、年に1、2回来られるそうです。それらの学者の方とコラボして、希少植物を知るためのセミナーや、トンボ・ホタル観賞会などを開催し、町内外に強く発信してほしいと思います。

これらは、6ページの第4の柱、郷土愛を力にするまちづくりにも通ずると考えます。町長の見解をお願いします。

○町長（東 高士君） 小嶋議員のほうから、川南湿原の件でありましたけども、非常に世界でというよりも、地球でここだけしかない、そういう植物があります。午前中に河野禎明議員のほうからもありましたように、あそこは国立病院の運営のほうがかかっております。あの地をやはりちゃんと管理しないと、浄水された、要するにきれいな水が出てこないということで、何とかそういう目的もあるので、あの土地を何とか町に分けてもらえないだろうか、できればその上だけでも構わないので、そこに杉とかそういうのじゃなくて、ケヤキとか、水を保有する植物、根がずっと下に入っていく、そういう自然林の森にしないと湿原が

維持できませんし、今後のことを考えると、今のままだったら、汚水が入ってきて植物が絶滅する可能性もあります。そういうことを守るためにも、そういう保全といいますか、そういう土地を保存する必要があるかと思えます。

聞くところによりますと、川南大地は湿原がたまたま残っておりますが、ああいう湿原みたいなところは各地にあったそうです、湧き水が出て。それが自然と時代の流れとともに退化して行って、今、川南湿原がありますけど、これは国の史跡ですが、そこだけが残ったというふうにある人から聞いたこともございます。だから大事な貴重なものです。これは、やはり子供たちの未来のために、やっぱりちゃんと残していかないといけない。そのために、今、我々は何をするか。あれを守るための保全をするために木を植えたり、また、何が必要か専門家に聞いて、ちゃんと保全していかないといけないというふうに思っております。

以上です。

○議員（小嶋 貴子君） ありがとうございます。

2点目は、町政運営方針の3ページ、PLATZ（ぷらっつ）の運営についてです。

PLATZ（ぷらっつ）は、よく新聞やテレビでも取り上げられ、町の活性化に大きく寄与しています。さらに軽食やスイーツを提供するカフェもあつたらいいと考えます。ドライバーが気軽に休憩に寄れるおしゃれな空間があれば、リピーターも増え、収益もさらに上がるのではないかと考えます。

また、川南ブランドの飲み物やスイーツ、軽食を開発すれば、もっと川南の知名度を上げられると思えます。町長はどのように考えていらっしゃるでしょうか。

○副町長（河野 秀二君） 先ほど、PLATZ（ぷらっつ）の件でいろいろお話をしたかと思えます。今、言われた小嶋議員さんのお話も、月末の定例会がありますので、そこで意見を述べさせてもらいたいと思えます。

以上で終わります。

○議員（小嶋 貴子君） 分かりました。

3点目は、民意についての考え方です。

町政運営方針の1ページ、日本は法治国家であり、国民が主権を持つ民主主義国家です。より多くの支持を得ることを民意を得るとも表現しますと書かれています。冒頭で、地方自治は民主主義の学校という言葉を紹介しましたが、うそやデマは民主主義の敵という言葉もあります。

今回の選挙中、私は驚くようなうわさが飛ぶのを目の当たりにしました。これは、私が体験したことです。新中学校賛成派の人から、小嶋さんには絶対入れません。東候補と一緒に選挙運動をしていたそうじゃないですか。私は個人的に東町長とお会いしたことはありません。お会いしたことないですね。（「ありません」と呼ぶ者あり）また、初対面の反対派の人から、「小嶋、小嶋、あんたは駄目だ。賛成派でしょう」と機関銃のようにどなられました。

当初、私は新中学校建設に反対の気持ちでした。立派な封筒やチラシがポストに入っていました。学校建設に90億から100億かかるとか、何より税金が上がるとか、また、唐瀬原中跡地をY県会議員が好きにするとか、前町長が自分の利益のために新中学校の建設地を決めたなど、うそやデマが飛び交いました。

うそやデマは民主主義の敵ということに対し、町長はどのように思われますか。

○町長（東 高士君） デマとか中傷というのは、私はあまりといたしますか、好きではありません。私も選挙期間中、東が逮捕されたと、選挙違反で逮捕されたというデマを聞きました。逮捕もされておられません。だから、そういうのがやっぱり飛び交うのが今回の選挙だったんじゃないかなと思います。

私は常に後援会長や選挙対策本部長に言っていたのは、清く正しく美しくやろうと、選挙は。それをずっと言い続けてきました。だから、私の選挙には、本当に選挙違反は1件もなかったというふうに私は自負できます。そういう選挙をやってきました。それはもう傍聴席におられる後援会長が一番御存じだと思います。やっぱり選挙というのは、清く正しくルールを守ってやるというのがやっぱり基本だと思いますので、やはりルールを守ってちゃんとやる。

ただ、ある人に言わせると、勧告を受けなければいいんだとか、いろいろなことを言われましたけど、やっぱりそれはちょっと違うんじゃないかと。中傷やデマというのは、個人的に名誉毀損になりますので、そういうのはあまりよろしくないんじゃないかなと私は思っています。

以上です。

○議員（小嶋 貴子君） 今の言葉を聞いて、とてもうれしく感じました。まさに、この平和な町に分断と対立が生まれました。私はどちらが正しいのか分からないと思いました。

その後、議員になってから調べました。教育委員会へ行き、話を聞きました。町のホームページから中学校統合整備実施計画を印刷し読みました。議事録も、全てではないけれど読みました。建設計画の流れ、手順も間違っていないと感じました。

まだ使える既存の中学校ではなく、なぜ新たに中学校を建てなければならないのか、なぜ新中学校建設予定地がああ場所なのか、なぜ今なのか、これらの資料には、人口減少、少子高齢社会が進む中で、町の将来を、今、何とかしなければという工夫と思いが詰まっています。今後、注目されるバリアフリーや多様性を重んじる視点にも触れられています。コンパクトシティにして町を活性化していく、町外の若い人を呼び込む、そういう目的もあるようです。

これは、川南中学校統合整備基本計画のホームページから出した資料です。これには、災害のときの対応や統合した学校の例、設置の基本計画など、いろいろなものが書かれています。また、これは唐瀬原中に統合、国光原に統合、新設の中学校に統合する、いろいろなパターンでの比較した比較表とかも出ています。

町長はこれらの資料を見られましたか。

○町長（東 高士君） 町側が提示した計画は見ました。町側というのは、私はなる前から。計画を見ました。しかし、これには、私、前も言ったと思いますが、情報公開でもらった資料、提出をしてもらった資料には、もう既に場所も時期も開校時期も書いてありました。議事録にちゃんと残っています。

それから比較するに、その場所と時期を誘導するために書いたとか思えないような内容でございましたので、これはちょっと違うんじゃないかなというふうに思いました。

以上です。

○議員（小嶋 貴子君） 私の読んだ感覚とはちょっと違うようです。建設は死闘、破壊は一瞬という言葉があります。これだけのものを造り上げるのに、教育長をはじめ教育委員会のスタッフ、関係職員がどれほどの時間と労力、心血を注いだことか、このことを考えると胸が熱くなります。

いろいろ調べることによって、私は新中学校建設を進めたほうが良いと考えるようになりました。今回の選挙を考えると、新中学校建設案が子どもを置き去りにした形で、政争の具にされたように思います。

先ほど述べたように、うそやデマは民主主義の根幹を揺るがすものです。町長が多くの票を集め当選されたのは事実です。しかし、その選択がうそやデマに操られたものであるなら、私のように、その選択がうそやデマに操られたものであるなら、本当の民意ではないと考えます。町長はどのように思われますか。

○町長（東 高士君） デマとかうそとかというのが確かに飛んでいたというのは承知しております。先ほど言いましたように、私が警察に捕まったというデマも流れておりました。それも聞きました。しかし、そういうことは事実ではありません。

ただ、私は民意というのは、やはり何度でも言いますように、日本は法治国家で民主主義国家です。主権は国民にあります。これはもう社会科で習います。多数決の原理で数の多いほう、これが民意です。数の少ないほうは少数意見です。これはもう教科書で、社会科で習っていると思いますが、そのとおりだと思います。だから、当然、当選者にそれだけの首長としての権限、また地位というのを与えるものだと私はそういうふうに思っております。

以上です。

○議員（小嶋 貴子君） 私は法令や条例など難しいことは分かりませんが、すっきりしない気持ちを抱えた町民が多くいることも事実です。賛成、反対いろんな考え方があっていいと思います。同じものを見ても聞いても、人それぞれ意見が違うのは当然です。正しい情報で判断したのであればそれでいいと思います。意見をぶつけ合い、対話することでいいものが出来上がると思います。

しかし、今の状態でこのまま対立が続けば、町民のためにならないと思います。この際、住民投票をしてはどうでしょうか。メリット、デメリット、町民に正しい情報を知らせた上

で町民に判断してもらうことが最善ではないかと考えます。町長、住民投票をしていただけませんか。町長の見解をお聞かせください。

○町長（東 高士君） 住民投票までは考えておりません。選挙結果が出ておりますので、それで審判は下ったというふうに私は考えております。

住民投票をやりますとといったらおかしいですが、やる場合は、また期間もかかりますし、住民投票をする内容では私はないような気がしております。もう投票ということで、選挙ということで決が出ておりますので、それに従うべきだというふうに思っております。

以上です。

○議員（小嶋 貴子君） 町長は自衛隊で働き、国のため国民のために誠実に生きてこられた人柄のいい真面目な人物だと思います。町長にお願いです。今回の選挙で、人権無視、中傷、非難のチラシやうわさを流され傷ついた人がいます。町長もその一人です。そういう人権を無視した言動を絶対に許さないでください。また、うそやデマを意図的に流す人を近くに置かないでください。川南町を品位のある、子供たちに誇れる町にしていきたいと思っております。

最後に、私の母として、女性としての素直な気持ちを述べます。

唐瀬原中学校の前に建てられた新中学校建設反対の大看板を見たとき、言いようのない怒りを感じました。大人の唾棄すべきあつれきを、なぜ子どもたちに見せないといけないのか、多感な中学生の心に暗い影を落としたのではないだろうか胸が痛みました。子どもたちのことを思えば、子どもたちに対する愛情があれば、あんなところにあんな看板は立てられない。あれを立てたのが副町長だったことは驚きであり、驚愕でした。非常に残念でなりません。リーダーになるべき人は、人権感覚や子どもの心に敏感であるべきだと私は思います。

以上で、私の質問を終わります。

○副町長（河野 秀二君） 今の小嶋議員の発言されたことを修正していただきたいです。私は農業をしていました。古いパイプとかハウスのそういう資材を持っていたために、私にそういう資材を作って、無償で組み立ててほしいと言われました。取壊しも私がしました。それ以降のことについては私はタッチしておりませんので、もし私がタッチしているといったら、お手伝いをしましたけど、誤った認識ではないかと思っておりますので、もしそういうことであれば、今のことを撤回していただきたいと思っております。

以上です。

○議員（小嶋 貴子君） 私はあの看板を誰が書いたかとか、そういうことは言っておりません。ただ、あの看板を副町長が立てた、その話を本人から聞いたときに非常に驚きました。例えば、強盗をする人が、友達に、おい、ここちょっと見張っちゃってと頼んだ。その見張っていた人は、何をするのか知らないけど見張っていた、強盗された、警察沙汰になった、そのときに、内容は知らなくても、友達に頼まれて見張っていた、その人もやはり罪に問われます。〔※後の、4日目及び最終日に撤回・謝罪の発言あり〕

私は、そこでその看板を自分が書いたとか、自分で計画しただけではなくて、そういう意味じゃなくて、副町長がそれを頼まれたときに、ここに立つっとはいかにとじゃねえか、別なとこに立てようよと、そういうふうなことを言ってもらえる副町長でありたかった、そう思っているだけです。

以上、終わります。

○議長（河野 浩一君） 以上で、一般質問を終わります。

日程第2「議案第34号川南町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について」を議題とします。

これから、本議案について質疑を行います。質疑はありませんか。

○議員（内藤 逸子君） 議案34号について、ちょっとお尋ねします。

まだまだコロナは終わったとは言うものの、町の中では、まだコロナ感染症が広がっております。この条例をなくすことによって、町職員が守られるのかどうか、お尋ねします。

○総務課長（大山 幸男君） ただいまの内藤議員の御質疑にお答えをいたします。

令和5年5月8日から、新型コロナウイルス感染症が2類相当から5類感染症に移行したことに伴いまして、国にならって、特殊勤務手当の特例に関する規定を削るものでございます。

以上です。

○議員（内藤 逸子君） これは、国にならって条例を廃止するということなので仕方がないことなのではあるかと思いますが、今後、コロナの教訓を生かしたやっぱり取組みが必要ではないかなと思いますので、聞いてみました。

○議長（河野 浩一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河野 浩一君） これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河野 浩一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第34号は総務厚生常任委員会に付託します。

日程第3「議案第35号川南町国民健康保険税条例の一部改正について」を議題とします。

これから、本議案について質疑を行います。質疑はありませんか。

○議員（内藤 逸子君） 対象者はどれぐらいいますか。1人当たりどれぐらい上がるのか、お尋ねします。

○税務課長（米田 政彦君） ただいまの御質問にお答えします。

国民健康保険税の所得割と均等割を改定しますので、対象となるのは被保険者全体になるかと思っております。

令和5年の5月1日現在で、被保険者数は4,275人です。

あと、今回の条例改正により、どのような影響とか金額になるのかというところですが、税率等を据え置いた場合と比較して、約2160万円の増となる見込みです。

以上です。

○議員（内藤 逸子君） これが変わることによって、1人当たりというよりも、全体で2160万円の増収になるという理解でいいのでしょうか。

○税務課長（米田 政彦君） そのとおりです。

○議長（河野 浩一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河野 浩一君） これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河野 浩一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第35号は総務厚生常任委員会に付託します。

日程第4「議案第36号川南町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び川南町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について」を議題とします。

これから、本議案について質疑を行います。質疑はありませんか。

○議員（内藤 逸子君） すみません。この家庭的保育事業等の施設というのは、前に聞いたら川南にはないと聞いたんですが、そうですか。

○福祉課長（渡邊 寿美君） 家庭的保育事業というのは、川南町内にはございません。

ただ、特定地域保育事業の中に家庭的保育事業というものが別にあります。特定というのが、川南町が地域型給付費を支給する事業と確認したという意味が特定になります。その特定地域型保育事業の中の家庭的保育事業というのは、川南町内にあるということになりますので、この条例の2番目に来ています特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の中の家庭的保育事業には、町内の施設が含まれるということになります。

以上です。

○議長（河野 浩一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河野 浩一君） これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河野 浩一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第36号は総務厚生常任委員会に付託します。

日程第5「議案第37号川南・都農介護認定審査会共同設置規約の変更に関する都農町との協議について」を議題とします。

これから、本議案について質疑を行います。質疑はありませんか。

○議員（内藤 逸子君） 15人から20人に人員を増やすと言われてはいますが、これは、この方々が多いほうがいいのか、増やすということになるんでしょうが、このことによって、これは介護認定者が増えているから増やすのか、どちらでしょうか。

○福祉課長（渡邊 寿美君） 内藤議員の質問にお答えいたします。

15人以内から20人以内に増員するということになります。この介護認定審査会は、毎週1回18時からの審査会を1合議体ずつ、隔週交代で開催しているんですが、1回の審査会で30件前後のケースを1時間から1時間半かけて審査するため、事前の資料の読み込みを含めて、審査員の負担がとても大きいものになっています。

そのため、審査員の1人当たりの審査会の回数を減らして、負担を軽減していただきたいということがありましたので、定員数の増員について提案したものです。

以上です。

○議長（河野 浩一君） ほかに質疑はありませんか。

○議員（徳弘 美津子君） 議案第37号について、15人から20人に増やすということで、1人の負担を減らすということですが、特別会計の中に介護認定審査会の予算がありますが、それは今回計上されていないので、予算の中で増額ということは考えなくてもよろしかったでしょうか。

○福祉課長（渡邊 寿美君） 定員を増員いたしましても、年間の審査会の回数は50回で、1回当たり5人の審査員になります。ですので、審査員の延べ人数は250人ということで変わりありませんので、報酬額の増額はありません。

以上です。

○議長（河野 浩一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河野 浩一君） これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河野 浩一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第37号は総務厚生常任委員会に付託します。

日程第6「議案第38号川南町立中学校統合整備基本計画の廃止について」を議題とします。

これから、本議案について質疑を行います。質疑はありませんか。

○議員（米田 正直君） 議案第38号川南町立中学校統合整備基本計画の廃止について、お尋ねいたします。

この計画の廃止について、教育委員会からの申出があったのかお伺いいたします。

○教育課長（山本 博君） お答えいたします。

この件につきましては、町長部局と協議をした上、町長部局のほうから上げるということで整理をしたところでございます。

以上です。

○議員（米田 正直君） 一般質問でも申しましたが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条、教育委員会の権限の第7号、校舎その他の施設及び教具その他の設備の整備に関することの解釈で通達がありますが、学校建築の内容を示す請負の契約、財産の取得、支出の命令は地方公共団体の長の権限であるが、その前段階で行われる建築の計画、敷地の選定とか配置図、設計仕様の作成等は教育委員会が行うものと解されるとありますが、教育委員会の職務権限を侵している意識はありませんか。町長にお願いいたします。

○町長（東 高士君） 教育委員会の職務を侵しているとは思っておりません。

○議員（米田 正直君） 地方公共団体の長が教育委員会に介入できるのは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の4、総合教育会議で、第1項から9項まであるわけですが、地方公共団体の長は大綱の策定に関する協議及び、次に掲げる事項についての協議並びにこれらに関する各事項、各号に掲げる構成員の事務の調整を行うため、総合教育会議を設けるものとするあり、設置の趣旨が、平成26年7月17日付、初中局長からの通知で、総合教育会議を設置することにより、教育に関する予算の編成、執行や条例などの重要な権限を有している地方公共団体の長と教育委員会が十分な意思疎通を図り、地域の教育の課題やあるべき姿を共有して、より一層、民意を反映した教育行政推進を図ることとしているとあります。

町長は、総合教育推進会議を設置するお考えはないか、お尋ねをいたします。

○教育長（坂本 幹夫君） 米田議員の御質疑にお答えします。

今、言われましたように、新教育長制度が変わりまして、これは大洲市のいじめの事件が発端になりまして、新教育長は3年間と、その中で、首長の役割が今まではあまり大きな権限がなく、教育委員会にものが言えなかったと。そういうことで、総合教育会議を開いて、これは町長と教育委員と学校の代表とか、社会教育の代表が一堂に集まって、教育予算のこと、人事のこと等について協議をして、連携、協働していく場ということで、年2回、開催しております。

先ほどに戻りますけれども、教育委員会としましては、職務権限として地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条に沿って行ってきました。その根拠は何かというと、町長が出される予算案、条例案、それに対して議会の皆様の可決に基づき、初めて私たちが進められると、そういうことになりますので、今回も廃止条例については、町長部局のほうから

出されるのが筋ではないかということで、出させていただいたということでございます。

以上です。

○議長（河野 浩一君） ほかに質疑はありませんか。

○議員（児玉 助壽君） この議案について、一般質問でも出たっちゃけんど、まだこの議案は、まだ今回上げた議案は議決されとらんわけですから、令和3年の第8回川南町議会で議決、宣告されたやつで拘束されとるわけでありますので、こういうのは出せんとやねえかっち私が質問したら、町長は、選挙があつて民意で当選したから、町の地方自治法第149条の議案を提出する権限を基に、合法的に地方自治法第176条の規定に基づき再議に付すと副町長は言われました。それに誤りはないですね、副町長。

○副町長（河野 秀二君） 児玉議員の質問にお答えします。

初日に児玉議員からあつた質問に対して、私が説明というかお話ししたのは、会期不継続の原則を話しました。覚えていらっしゃるかと思いますが、そのことは話したことは事実です。間違いありません。

以上で終わります。

○議員（児玉 助壽君） 町長はこの選挙の件はノーサイドというふうに言われたことを私は覚えとるわけですが、ということは、こういう一住民の方から、議会と執行部に対して苦言が届いております。これは、令和5年5月24日に総務課に設置されている投書箱に入っておつたものですから、それを一応、これを私も目を通したら、議員も執行部も大いに反省すべき文章でありました。

一応、長くなるけど読んでみましょう。

ところで、令和3年12月議会議案第70号——以下第70号決議といいます——では、川南町立中学校統合整備計画の議案が審議され、可決承認されています。70号決議は、町長や町議員の構成が変わつたとしても、現在も維持されています。

もうこれは、私が一般質問で必要以上に申したことでもありますけれども、町長や町議の大半が新中学校建設反対派の方に変つたとしてもです。そのため、東町長の選挙公約の一つに新中学校建設中止があり当選されました。その東町長も、幾ら公約で新中学校建設中止を掲げていたとしても、なお70号決議に拘束されているはずで、よって、現在の時点では、70号決議に反する対応は当然に許されず、70号決議に反する対応を行うとするのであれば、改めて町民を対象として、将来の中学校の構想について説明会を開催し、新中学校建設はあまりにも莫大な資金を要し、既存の中学校を整備し、直すのに比較すると、町民に多額の経済的な負担がのしかかるというのであれば、きちんとその根拠資料を詳細に示し、ただ新中学校建設に関しては、様々な補助金の対象とされてあると聞いています。そのため、補助金の支援を受けたとしても、建設を中止するほうが、町民にとって短期的に見ても、中期的に見ても妥当であるとの根拠を示して説明すべきであることは言うまでもないことです。

丁寧な説明、町民からの意見聴取をし、70号決議による計画を変更、また撤回する議案

を議会に上程し、十分な検討の上、承認を得てから行われる必要があると考えます。

その説明会では、1、今後、中学校を統合するのか否か、新中学校建設をしない場合、唐中また国中のどちらかに統合するのか、3、統合によって消滅する中学校の校舎、敷地はどのように活用するのか、4、統合によって活用される中学校の校舎は新築から相当な年月がたっていることは明らかです。いずれにしても、そう遠くない時期に建て替えが必要になると思っていますが、どのようにして建設費を用意するのか等についても、丁寧に町民に資料を示して説明する必要があると考えます。

新中学校建設中止、中学校は唐中、国中のどちらかに統合し、いずれの中学校も耐震工事がされているので当面は問題ないというだけでは、町民に対してあまりにも無責任であると思います。

前の川南町執行部は、令和3年12月の議会前の令和3年10月及び11月に、新中学校立地計画に関する説明会を開催した上で、議会への70号議案の上程審議という過程を経ているようです。ですので、70号決議に変更、また撤回を審議するにしても、前の執行部と同じような過程を経て審議すべきです。一度可決された議案を変更するのであるから、最初の議案よりも丁寧な説明が求められるのではないのでしょうか。

という苦言が提出されています。

今回、提案された議案第39号令和5年度川南町一般会計補正予算（第2号）中の4ページにあります地方債で、学校教育施設等整備事業債3890万という予算が計上されておりますが、この予算を条例で起債の予算を裏づけする条例になるわけですが、この廃止議案は。ということは、廃止するに当たって、既存中学校の耐震診断とか耐震補強を工事化するための起債と思うわけですが、こういう予算を上げるんじゃないかと、町民の意見をされるとおり、町長は説明不足やったり言いよったですけど、前んくみは説明が足らんかったけん、これはなお一層説明が足らんじゃないですか、この予算を見ると。そこのところどう考えますか。

○町長（東 高士君） 私の権限と申しますか、地方自治法の149条に議案提出権というのがございます。それで議案を提出をしているわけです。この議案提出権そのものがおかしいと言われると、私は返す言葉がないんですが。

以上です。

○議員（児玉 助壽君） 十分議案提出には嫌々賛成しますが、副町長が言われました地方自治法176条の規定に基づく表決を行うことに対しては一步も譲れませんので、そのように理解していいわけですね。どうですか。

○議長（河野 浩一君） しばらく休憩します。

午後2時12分休憩

.....
午後2時13分再開

○議長（河野 浩一君） 会議を再開します。

質疑はありませんか。

○議員（中村 昭人君） ただいまの議案第38号川南町立中学校整備基本計画の廃止についてお伺いをします。

この廃止をする真意、廃止をするということのちょっと意味を教えてくださいたいんですが、廃止をすることによって、今までの新中学校の整備計画、要するに令和8年4月にあそこに中学校を開校しますよということの選択肢はゼロになるのかどうか、お伺いします。

○町長（東 高士君） そのとおりです。廃止をいたします。

○議員（中村 昭人君） ということは、幾ら議会が、町民が声を上げて、あそこにはもう造りませんという意味の御理解でよろしいですか。

○町長（東 高士君） そのとおりです。

○議員（中村 昭人君） この計画は、もう5年以上議論を尽くして、議会の議決を経てこの当時は5年はたっていないかったか、長年議論を尽くして、検討材料、比較材料、メリット、デメリットを比較して、議会が議決したものでございます。その中身に対して、確かに賛否はございましたが、議会が認めたものとして新中学校計画は進みました。

しかし、新中学校計画がなくても、学校というものは、最終的には設立ができると私は理解をしておりますが、この計画を廃止、撤回したら、あそこに学校がもうできないよという根拠、計画がなくても私はあそこに中学校を造るべきだという声があるのであれば、もう一度、新中学校の計画を立てて、私は進めるべきなのか、それを議会の議決事項とするのかは置いておいて、そういった声になったとしても、あそこに中学校を造ることはもうないのか、お伺いします。

○町長（東 高士君） 私の在職期間中は全く考えませんし、ありません。

○議長（河野 浩一君） しばらく休憩します。10分間休憩します。

午後2時16分休憩

午後2時26分再開

○議長（河野 浩一君） 会議を再開します。

ただいま、小嶋貴子議員より発言の申出がありましたので、これを許可します。

○議員（小嶋 貴子君） 先ほどの発言の中で例えが不適當でした。撤回します。

○議長（河野 浩一君） 休憩前に引き続き、会議を続行します。

○議員（中瀬 修君） 先ほど中村議員が質問された回答、答弁のほうで、町長が私が在職期間中には一切考えないというお話がありました。

少し矛盾があるのかなという私の疑問を聞いてもらいたいのは、タウンミーティングを開く中で、いろんな御意見が出ると思います。その中に、もし、新中学校建設をやはりあの場所、今、進めてきたあの場所をしてくださいという声に対してはどのように答えをするのか、お願いいたします。

○町長（東 高士君） その場合は丁寧に説明をし、了解をもらえるようにします。

今回の選挙の意味をちゃんと説明をし、理解をしてもらうようにします。私は中止をするということでそれを標榜し、そしてそれで当選してきましたので、それを理解してもらわないと民主主義が成り立ちませんので、それは理解してもらうように努めます。

以上です。

○議員（中瀬 修君） その際ですが、対案としてそういうお話をされるのか。今、聞いている中ではもう完全に選挙結果、この一般質問の中で御回答されていた民意、民意という言葉を使わせていただければ、民意で進めていこうという判断なのか、お聞かせください。

○町長（東 高士君） この件については、何回も言っていますとおりです。もうあそこに中学校、あそこと言ったら悪いですね。ふるさと公園に中学校は建てません。

○議員（中瀬 修君） 幾ら町長が中学校をあそこに建てないと言っても、中学校建設を考えていくのは教育委員会ではないかと、私はこれまでの中で解釈しております。

予算的な部分に関して、町長がノーとは言えるかもしれませんが、中学校を建設する、もしくは統合した後はどうするのかという議論で進めていくのは教育委員会の考えとして私は解釈していますが、町長いかがでしょうか。

○町長（東 高士君） 地方自治法の中の権限というのが第2款にあります。その147条、148条に、町長は普通地方公共団体を統括し、その事務を管理及び執行するという項目がございます。それなので、何ら問題はないと私は思っております。

以上です。

○議長（河野 浩一君） ほかに質疑はありませんか。

○議員（徳弘 美津子君） 議案38号について、中学校統合整備計画廃止について、これを公約だから廃止という議案を出されるという取扱いで、もう自分の在任中はもう絶対新中学校を考えないということは公約の一つで廃止を出されるという捉え方でよろしいでしょうか。

○町長（東 高士君） それもあります。

終わります。

○議員（徳弘 美津子君） 町長の公約は、中学校反対だけが公約なんでしょうか。私、町長のリーフレットとか知りませんが、お答えくださいますか。

○町長（東 高士君） 私は、最重要優先議題として新中学校中止を掲げました。そのほかにも5つの柱の公約をしております。

以上です。

○議員（徳弘 美津子君） それでは、5つの公約を含めて、全て自分の在任中に公約を果たすという捉え方でよろしかったでしょうか。それを住民の方にお約束するという捉え方で大丈夫でしょうか。5つの公約全て約束を果たすという考えでよろしいでしょうか。

もう3問しか言えませんので。

○町長（東 高士君） 当然、期間中に、任期中にできることはやっていきます。ただし、世の中の状況、また予算の問題等々ありますので、全てができるかここで約束しろというのはできませんが、全力をもって、町民との約束ですから、できることはやっていきます。

以上です。

○議長（河野 浩一君） ほかに質疑はありませんか。

○議員（乙津 弘子君） すみません、ちょっと座らせてください。

公約の話が出ましたが、4年前、ここにおられる三原議員と、日高昭彦元町長の町長選で、私はその公約を宮日にしっかり2つ並んでいるのを読みました。（発言する者あり）はい。議案質疑。これに関してです。

そしてその中に、前町長のほうには一切、中学校は載っていませんでした。三原さんのほうには、中学校統合については検討していかなければならないとありました。その2か月後には、多分知っておられる方もおると思いますが、課長会で、すぐに新中学校を真ん中に持つてくるという話があって、ああとそれを見まして、その後ずっと、さっきから言っていますが、東町長がちゃんとした説明なしにやっていくというようにおっしゃられていますけど、どれだけ前町長のときに、知らないでどんどん進んでいったか、本当に、だから私は、この38号議案を出すのは当然だと思います。

以上です。（発言する者あり）

賛成です。（発言する者あり）（「質問だけしかできないです」と呼ぶ者あり）

聞いていて、すごく説明がないというふうに責められていて、私はどれだけそこが……

（発言する者あり）

○議長（河野 浩一君） 町長に対しての質問だけにしてください。

○議員（乙津 弘子君） この議案は、全うだと思います。（「駄目ですって」と呼ぶ者あり）ああそうか。ごめんなさいね。でも、そのとおりなので。そしたら、一旦、切ります。

○議長（河野 浩一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河野 浩一君） これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河野 浩一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第38号は総務厚生常任委員会に付託します。

日程第7「議案第39号令和5年度川南町一般会計補正予算（第2号）」を議題とします。

これから、本議案について質疑を行います。質疑はありませんか。

○議員（米田 正直君） 3点についてお伺いいたします。

議案第39号令和5年度川南町一般会計補正予算（第2号）について、19ページ、7款商工

費1項商工費3目観光費18節負担金、補助及び交付金765万円のうち、花火大会補助金550万円についてお伺いします。この主催はどこがされるのでしょうか。

それから、21ページ、8款土木費3項都市計画費3目都市公園費14節工事請負費3,000万円の運動公園野球場改修工事について伺います。

この財源は、ふるさと振興基金繰入金とスポーツ振興くじ助成金で理解してよろしいか。

それから、23ページの10款教育費4項社会教育費2目文化施設費の14節工事請負費の1億9767万8000円のうち、照明設備更新工事1億4265万6000円、舞台吊物設備改修工事4132万4000円についてお伺いします。

令和3年度決算では、照明設備更新工事6930万円、舞台吊物設備改修工事357万5000円、令和4年度の当初予算で舞台吊物設備改修工事1398万円が計上され、今回補正予算で4132万4000円が計上されています。結構な金額になっています。毎年、改修維持費がこんなにかかるのかと思われませんが、令和2年度から令和7年度までの川南町文化ホール・図書館複合施設事業計画では、今年度は2897万4000円となっています。計画より1253万円の増となっていますが、物価高騰以外の原因があるのか、また、照明設備更新工事も計画より5740万6000円増加しています。令和4年度予算では照明設備更新工事が計上されていませんでしたが、それを含めての予算計上なのかお伺いをいたします。

○産業推進課長（河野 賢二君） ただいまの御質疑にお答えしたいと思います。

花火大会補助金、こちらの主催はということでございましたが、補足説明でも申しましたとおり、フェスティバルが昨年で終了いたしまして、花火大会をやってほしいという声が非常に多うございます。観光協会等を含む関係団体にいろいろお声かけをしているところです。実行委員会方式にするのか、予算が成立次第、検討していきたいと思えます。

以上でございます。

○建設課長（黒木 誠一君） 御質疑の運動公園野球場整備工事の3億円ですけれども、予算、歳入の11ページにあります8000万円は、運動公園野球場整備に伴うスポーツ振興くじ助成金8000万円が充てられます。

以上でございます。

○教育課長（山本 博君） お答えいたします。

令和5年度は、文化ホールの図書館、複合施設の事業計画、整備計画に基づいて事業を行っているところでありますが、やはり物価高騰等によりまして、かなり費用のほうが上がっているということから、当初の見込みよりもかなり上がっているということで、予算が上がっております。

以上です。

○財政課長（川崎 紀朗君） 先ほど、建設課長からありました運動公園の野球場改修工事なんですけど、先ほど8000万円のほうの説明があったかと思うんですけど、残りの2億円のほうは、議員がおっしゃられたとおり、ふるさと振興基金繰入金でございます。

以上です。

○議員（米田 正直君） 1問目の19ページの花火大会の補助金でございますが、これは、観光協会とまたは関係団体と言われましたけども、要するに、主催は決まっていないということで理解してよろしいですね。分かりました。

それから、2問目ですけども、21ページの運動公園野球場の改修工事であります。先ほど3000万と言いましたが3億円ですね。3億円の改修工事でございますけども、これは国、県の補助はなかったのかお伺いいたします。

それから、社会教育費の文化施設費でございますが、物価高騰ということで分かりました。

○建設課長（黒木 誠一君） 先ほどの補助金の話ですけれども、8000万円の運動公園野球場整備に伴うスポーツ振興くじ助成金のみでございます。

○議員（米田 正直君） スポーツくじ助成金は国県の補助金でありますか。国、県の補助制度はなかったかをお尋ねしております。

○議長（河野 浩一君） 乙津さん、自由行動はいけません。

○建設課長（黒木 誠一君） 県補助の件ですけれども、先ほど説明したスポーツ助成金のみで、県補助はございませんでした。

以上です。

○議長（河野 浩一君） ほかに質疑はありませんか。

○議員（中村 昭人君） 今の一般会計補正予算の中の運動公園野球場改修工事、まずこれです。今の質問の続きですけど、県の補助金はなかったということですが、これは国民スポーツ大会の軟式野球場の内定を受けてのものなので、国からの改修指摘とありますが、私の理解では、国スポの改修には県の補助がつくからやるというふうに思っていた部分があったんですけど、実際それではないのかどうか1点と、19ページのJRの敷地鑑定調査委託料、これで払下げを受けて、混雑、朝の送り迎えの時間帯の渋滞緩和とかでしたっけ、これちょっと。

要するに、どこの部分を購入して、どういうふうな効果を狙っての設計委託なのか、お答えをお願いいたします。

○建設課長（黒木 誠一君） 先ほどの県補助の件については、当初予算についておりました、今、発注中のスコアボードについて県補助がつくということでございます。

また、駅周辺の整備については、現在35万円、今回、要求しておりますけれども、川南駅周辺は、朝夕の交通量が多く、送迎の車が混雑するため、安心安全で利用しやすい駅周辺の環境整備を令和8年度に工事を予定しております。敷地予定としましては、駅の北側約1400平米を予定しております。

以上でございます。

○議員（中村 昭人君） 県の整備のほうは、今やっているスコアボードと鉄柱もですよ。鉄柱は別。分かりました。

じゃあ今回の改修工事の内容、どこを改修して、あと工期、いつまでかかって、今、実際シーズンで、ナイター等で使う時期なんですけど、実際そこにいつまで使えないということが、私も野球をしているんですけど、案内が来ないなと思っているんですけど、いつまであそこが使用が制限されるのか、教えていただければと思います。

○建設課長（黒木 誠一君） 工期についてですけれども、令和5年度に全面改修いたしまして、附属品について令和2年度の2年間を予定しております。

主な工事内容といたしましては、内外野の土壌改良がございまして、これが一番大きい工事内容になります。1億590万円を内野が黒土と混合土の厚み15センチにやり換え、外野はティフトン芝を使います。

2番目が外壁の擁壁工事で、これが8050万円ほどございます。外回りのL型擁壁を改修いたします。

次に、排水口が主な工事の金額となりまして、これが2320万円ございます。

以上でございます。

○議長（河野 浩一君） ほかに質疑はありませんか。

○議員（徳弘 美津子君） 議案第39号令和5年度川南町一般会計補正予算（第2号）について、1点だけ伺います。

7款商工費1項商工費の電子地域通貨ポイントつきキャンペーン助成金で、補足説明の中では10%から20%の付与とありましたが、どちらなのでしょう。倍になります、そこあたりちょっとお願いします。

○産業推進課長（河野 賢二君） ただいまの御質疑にお答えしたいと思います。

プレミアム率については、カードユーザーに対して10%、スマートフォンのアプリユーザーに対して20%を考えております。

以上でございます。

○議員（徳弘 美津子君） カードとスマホ、携帯に入れるやり方の2通りで限度額が違ふと。よく言われる方は、高齢者の方はスマホにチイカを入れるのがなかなか厳しいということで、その差、カードの不利益です、要するに。スマホだったら2割、カードだったら1割というところで、特に若い人はスマホでやりますけども、高齢者の方はどちらかというところカードが多いのかなと思いますが、その差が出たときの住民感情というか、おかしいじゃないかという声は、取りあえず考えていないのかなということと、これは1人当たりの限度額で、総予算額5300万円することが、10%、例えば20%増えれば総額予算を減るわけですね、対象人数がですね。10%になったら下りているので、どういうふうを考えていらっしゃるんですか、総額というか。

○産業推進課長（河野 賢二君） ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

まず、カードユーザーとアプリユーザーの比率を変えた経緯でございますが、まず、カードユーザーには、まずカード発行というコスト等がかかってきます。アプリユーザーに関し

ては、まず、例えばシステムに障害が出ましたとか、いろんなキャンペーンをしますとかいうのが、非常に通知が皆さんに届くと、簡単に届くということがございまして、そちらのほうに誘導できないかという意味がありまして、プレミアム率を変えております。

住民感情ということをおっしゃいましたが、やはりおっしゃるとおり、高齢者の方でどうしてもスマホが使えないという方もいらっしゃると思います。そういう方に、使えないというのではなくて、カードという選択肢も残すという意味で10%になりますが、カードのほうの利用も可能にしております。

あと、金額面に関しては、去年は40%というプレミアム率をつけてやっております。ただし、40%等にしてしまうと、結局、元の原資が必要なわけです。要するに、例えば1万円の地域通貨を買ったと40%つくると4割のプレミアムがつきます。そうすると、全体に流れる金額が1万4000円です。これが、例えば20%にすると1万2000円になります。40%分のプレミアムをつけようとする、要するに2万円チャージしなくちゃいけないわけです。そうすると、全体額が大きくなります。それだけ経済効果が増えるというふうに考えておられて、今回、高めのプレミアムはしていませんで、10%と20%にしておるところでございます。

ちょっとなかなか口で表現するのが難しいんですけど、そのような理由でございます。

○議員（徳弘 美津子君） 分かりました。私の周りではもうほとんどアプリなので別に構わないんですが、なかなかその住民感情をよく考えていってもらわないと、担当課が大変なのかなという気はします。1割と2割の差があるよというようなことが、多分議会だよりも載せていきますし、そういうことがあるので、担当課としてはなるべく混乱がないほうがいいし、できない人はできないんです。もうアプリでする人はしているんです。もう随分このチイカについてはもう結構何年もたっています。だからやっぱりそこは、いいですよ。私たちは別に担当課じゃないのでいいけど、歩いていると、高齢者の方がいいね、あんたたちはと。私はカードやからということもあるのかなという気はしますので、不公平感といいますか、同じ国の事業を使うときに、分かります、経費とかいろんなものもありますけども、今後やっぱり特に今回の東町長は高齢者にとっても声を出すというか、温かい政策をやっぱり言われていますので、くれぐれもやっぱりそこが住民感情に沿うようにしてほしいなと思っておりますが、課長の考えを伺います。

○産業推進課長（河野 賢二君） ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

今回、もちろん高齢者の皆さんにもぜひ利用していただきたいということで、販売について委託をする予定にしております。そちらで、スマホに不慣れな高齢者に対しても、アプリの操作方法なんかを支援していくということも計画にしております。

以上でございます。

○議長（河野 浩一君） ほかに質疑はありませんか。

○議員（児玉 助壽君） ここで、選挙の期間には、町が新中学校建設と借金をいっぺえして、借金を悪いもん残して書いとったわけですが、今回、これを見ると2億9512万6000円ぐ

らい合計で町債を原資として事業を行うわけですが、別に借金すつとは別に悪いっちは思わんとですよね、町長は。ちゃんとした償還計画を立てて、償還財源を確保すれば別に問題はねえと思うわけですが、今度はそれとは別に、基金のほうも町債以上に柔軟な基金だの、繰入金だのを出て使つとるわけですが、どっちが得やろうかいいち考えもあるわけですが、新中学校建設すつと借金して大変だこつあるちゅうて、永遠と払わんような起債償還していかんらんような文面になつとったわけわけですけんど、起債に償還期限がありますからね。期限内に償還せば別に影響はないわけですが、財政運営計画をどうやって立てるかの問題になると思うわけですが、起債に対しては、これ以上せんごつしておきますが、俺もあまり詳しくねえから。

21ページの8款土木費の4項住宅費の住宅管理費、危険家屋の解体、町の空き家対策の補助金ですが、これがもう一番問題なのは、代執行した場合、家主が分かんかったり、事業費の償還能力のない人がおるわけで、分割払いやら何やにすつと、会計処理が非常に、これ以前から言いよるわけですが、会計処理がややこしいなるわけですよ、一般会計の中に分割払いなんかすると。これ以前からやっぱり会計の透明性を高めるためには特別会計にしたほうがいいっちゃねえかちゅうのは言いよったっちゃけんど、透明性が高くなるように。そこ辺のこつ、町長も含めて財政課の課長さんもどう考えておりますか。

○建設課長（黒木 誠一君） 今回の危険空き家解体補助は、今まで国の解体事業がございましたが、国の解体事業だけでは登記要件があり、とても厳しく、なかなか危険空き家が進む状態でなかったため、過去の危険空き家の解体件数を申しますと、令和2年度が2件、令和3年度が3件、令和4年度が2件と、現在危険家屋が15件ほどございますが、なかなか進まない状態でございますので、本人から、相続人から申請があれば、その解体費の10分の8、もしくは50万円を上限にして補助するものでございます。

なので、本人、申請者からの分納を行うというものではございません。

以上でございます。

○議員（児玉 助壽君） 自分が主張しよるのは、件数が多くなればなるほど、ややこしいのはあるわけですよ。分割払いにしよるから。その1回の分割払いの金額が2万ぐらいに、2年、3年とかかるようなことになるから、それがもう5件も10件もなったら、何が何か分からなくなってまうわけですが、それが、一般会計の決算書の中で会計処理されると、ますます分からんなるからなんじゃけんども、別な会計でしとるから問題ねえてやちかは言うたけど、別の会計にしたら二重帳簿みたいなんで会計を処理しよるとかなっち思うから、やっぱり公金を預かる以上は、透明性の高い事務処理が必要じゃねえかなち思つとるところであります。町長いかがでしょうか。

○建設課長（黒木 誠一君） 以前、通浜で行った緊急安全措置には、町から持ち出し、申請者がすぐにお金を準備できないということで、1万円ずつ分納していただきましたが、今回の危険空き家補助については、本人からの持ち出しと町の補助を合わせて解体を行うもの

ですので、分納が生じるものではございません。

以上でございます。

○議員（児玉 助壽君） ちゃんと支払う能力があつて、そういう何ですつたら問題ないわけですけれども、通浜はもう自分の部落で恥ずかしかつたわけですけど、代執行して償還能力がなくて、月1万円かそこらで2年ぐらいかかつたわけですが、そういうのが、まだ浜に空き家が、そのときまちづくり課の何と調査したとき、57件ぐらがあつたつとですよ、空き家が。今では多分70件近くなつるとるじゃろうなと思うわけですが、台風が来つと、知り合いのおばさんがもうどうにかしてくれち言うて、建設課とも話したつちゃけん、本人が死んだりおらんかつたりすつと、身内の人と交渉せんらんけん、身内の人と話してん、金を自分が出さんらんもんじゃから、耳が聞こえんふりしやつとです。もう全然空き家の対策が進まんわけですが、そこ辺のことを考えると、もうちつとええ方法があつとやねんかなと思つて、一回、陳情に行つて、国土交通省の人と話したつちゃけん、標準語がうまいもんじゃかい、なかなか通用せんで、結構そこにて、やっぱり手ぶり、身振りでやつた効果があつたふうで、補助率が上がりましたがね、当初より、解体すつと、国の。なせば成るで町長は言うとおりに思つたけど、決算のときに分かりにくいですね、何か空き家対策の今の収納関係のところが。件数が多くなれば、いろいろ研究して、透明性の高い会計処理をされるものと期待して、質疑を終わります。

○議長（河野 浩一君） ほかに質疑はありませんか。

○議員（三原 明美君） 議案第39号川南町一般会計補正予算（第2号）の2款総務費1項総務管理費11節の18節、15ページです。一般コミュニティ助成金、これは鶏戸ノ本振興班と通山振興班に10分の10出ていますが、これはどのような事業でしょうか。

○まちづくり課長（甲斐 玲君） これにつきましては、一般コミュニティ助成事業ということで、一般財団法人自治総合センターから、宝くじの社会貢献広報事業ということで、鶏戸の本振興班に250万円、通山1振興班には240万円、本年度、助成が来るということで決定しましたので、計上しているものでございます。

以上です。

○議員（三原 明美君） これは内容はどんな内容ですか。

○まちづくり課長（甲斐 玲君） 地域の活動に必要な備品、エアコンとかカラオケセットとか、そういったものを購入する費用に充てる助成金になっております。

以上です。

○議員（三原 明美君） それは順番か何かなんですか。それとも手を挙げた人がするんですか。

○まちづくり課長（甲斐 玲君） ただいまの御質疑なんですけども、特に順番等はありませんが、書類等を整備して申請された後、県内で数か所選定されまして、助成を受けるものになっております。

以上です。

○議長（河野 浩一君） ほかに質疑はありませんか。

○議員（養原 敏朗君） 議案第39号について質問させていただきます。

17ページです。2点ほどお尋ねしますけど、いずれも17ページです。

まず、6款1項6目畜産業費ですけど、ファイト酪農緊急支援事業補助金、飼料高騰、乳価安、濡れ子安ということですけど、補足説明では乳量に応じてということですけど、どのような単価で計算されるのか、濡れ子については全く配慮されないのか。

その下です。6款2項林業振興費325万の水産業林業の振興で、苗木生産者の支援事業補助金と造林整備事業補助金というのが上がっておりますけど、この補助基準というんですか、補助単価というんですか、内容を教えてください。

○産業推進課長（河野 賢二君） ただいまの御質疑にお答えしたいと思います。

ファイト酪農事業というのは、説明したとおり粗飼料の価格と農耕飼料等の高騰、あと濡れ子の下落ということを理由に申しました。今回、このファイト酪農事業に関しては、そういった飼料高騰が続いております。その分が、要するに乳価に転嫁できていない状況です。

それで、飼料が上がった分、乳価がどれくらい足りないか、再生産するのに足りないかということで、単価6円足りないというふうに数字を出しております。その分の2分の1、要するに出荷される生乳に対して、1キロ当たり3円を補助するというものでございます。

質問にありましたように、濡れ子の価格というのは、今回、含まれておりません。ただし、最近の情勢を見ますと、濡れ子価格も多少は回復してきているというふうな情報を得ております。

続きまして、苗木生産の補助金、あと造林整備事業補助金になります。造林をする際に、やっぱり苗木というものが必要になってきます。その再生産価格というのが結構かかっております。苗に関しては、県森林組合連合会、あと緑化種苗農業共同組合というところが決定をするということなんですが、その価格が安いということで、最近すごく伐採等も行われておりますので、そういったところに造林が早く進むようにということで、こちらは1本当たり5円の補助を行う予定にしております。

あと、造林整備事業に関しては、県の定める標準単価、造林単価というのがございます。まず、これをなぜ考えたかということ、伐採後の造林が進まなくて、天然造林、要するに何か勝手に生えてくるというような造林というか、もうそういうところがよく見られるようになってきました。そういったことを防ぐために、国、県等の補助金というのがそもそも入っております。それに上乗せして、町の補助金を乗せることによって、県の定める標準単価の約9割を国、県の補助等も含めて9割を補助することによって、造林を進めるということを考えております。

以上でございます。

○議員（養原 敏朗君） 酪農家については、私も大変厳しいという事情を聞いております。

濡れ子の価格は若干回復したと課長がおっしゃったから、ありがたいことですが、これから先も、ぜひ酪農家の経営状況については注視していただきたいと思います。

林業関係の積算については分かりましたけど、これは財源が地方譲与税、森林環境税ということですが、これはひもつきの予算なんですか。

○産業推進課長（河野 賢二君） ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

歳入のところに森林環境譲与税ということで、同額を計上させていただいております。森林環境譲与税というのが、最近いろんなところで話題になっているかと思いますが、どんどん使っていかななくてはいけないものだと考えておりますので、今回、川南としては苗代の補助と再生林のための補助というふうに考えております。財源としてはこれを充てております。

以上でございます。（発言する者あり）

森林環境譲与税というのが、使途が大体決まっております、間伐や人材育成、担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発の森林整備、あるいは促進に関する費用に充てなければならないということになっておりますので、今回はこの2本に充てる予定にしております。

以上でございます。

○議長（河野 浩一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河野 浩一君） これで終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河野 浩一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第39号は各所管事項別にそれぞれ所管の常任委員会に付託します。

日程第8「議案第40号令和5年度川南町電子地域通貨事業特別会計補正予算（第1号）」を議題とします。

これから本議案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河野 浩一君） これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河野 浩一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第40号は文教産業常任委員会に付託します。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。皆さん、お疲れさまでした。

なお、引き続き、ただいま付託されました議案について、各常任委員会において審査をお

願います。

午後 3 時30分散会
